

1. 平成23年第2回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成23年3月25日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第6号 郡上市名誉市民条例の制定について
- 日程3 議案第7号 郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第10号 郡上市景観条例の全部を改正する条例について
- 日程7 議案第11号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第12号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第13号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第14号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第15号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第16号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第17号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第18号 郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第19号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第20号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第37号 平成23年度郡上市一般会計予算について
- 日程18 議案第38号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程19 議案第39号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程20 議案第40号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程21 議案第41号 平成23年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程22 議案第42号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について

- 日程23 議案第43号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程24 議案第44号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程25 議案第45号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程26 議案第46号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程27 議案第47号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程28 議案第48号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程29 議案第49号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程30 議案第50号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程31 議案第51号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程32 議案第52号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程33 議案第53号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第54号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第55号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第56号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第57号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第58号 平成23年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程39 議案第59号 平成23年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程40 議案第62号 財産の無償譲渡について（牧集会所）
- 日程41 議案第63号 財産の無償譲渡について（下古道地区多目的集会所）
- 日程42 議案第64号 財産の無償譲渡について（美並根村集会所）
- 日程43 議案第65号 財産の無償譲渡について（美並深戸転作技術研修センター）
- 日程44 議案第66号 財産の無償譲渡について（中西区民センター敷地）
- 日程45 請願第4号 T P Pの参加に反対する請願
（ 継 続 ）
- 日程46 請願第1号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願書
- 日程47 要望第1号 市議会議員選挙区に関する要望書
- 日程48 議発第1号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程48まで

日程49 議案第67号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程50 議発第2号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程51 議発第3号 東北関東大震災の復興に係る財源確保に関する意見書について
- 日程52 議発第4号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応と十分な情報提供を求める意見書について
- 日程53 議発第5号 市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書について
- 日程54 議発第6号 郡上市特定健診受診率向上を目指す宣言の決議について

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美
郡上市民病院 事務局長	猪島敦	国保白鳥病院 事務局長	日置良一

郡上偕楽園長 牛丸寛司

郡上市
代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池場康晴

議会事務局
議会総務課長 羽田野利郎

議会事務局
議会総務課長
補 佐 河合保隆

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員の皆様方には、3月4日の開会以来、それぞれの出務御苦労さまでございました。また、審議には日置市長初め執行部の皆さんも真摯に御答弁いただきありがとうございました。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には16番 川嶋稔君、20番 田中和幸君を指名いたします。

◎議案第6号から議案第20号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程2、議案第6号 郡上市名誉市民条例の制定についてから、日程16、議案第20号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例についてまでの15件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第20号までの15件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました15件は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として報告いただきます。

各委員長より順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） おはようございます。3月4日の平成23年第2回郡上市議会定例会において付託されました条例議案15件、予算議案12件、その他議案5件、要望1件について、3月10日、11日、14日及び23日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第6号 郡上市名誉市民条例の制定について。

市長公室長及び秘書広報課長から、県内自治体の状況説明がありました。合併前の名誉市民は、合併協議において新市に引き継がないとしたことから、新たに選定するときは市長の諮問機関として審議会を設置し、議会に諮って決定されるとの説明がありました。

市長から、合併時に新市において協議することとしていた名誉市民条例について、自治体の標準装備として制度を定めたいとの説明がありました。

委員から、名誉市民は一時的な顕彰ではないことから、人選に当たっては基準を持って慎重に選定されるべきとの意見がありました。特に地方自治にかかわる被表彰者にあつては、慎重に取り扱われたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第7号 郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、組織機構改革により市民環境部を廃部して市民課を総務部の所管とし、水道部を環境水道部と改名して環境課を所管とするとの説明がありました。

委員から、部と課の今後の数について質問があり、改革後の部課数については、市長部局と教育委員会、振興事務所を合わせて9部30課から8部23課になり、職員数は968人から平成23年4月1日には949人になる予定であるとの説明がありました。

人員削減で課などが減っていくが、サービスの低下や職員の負担増にならないようにされたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、平成22年度に整備した2つの携帯電話用基地局を条例に追加することと、建設時の負担金は別の条例で定めているため本条例からは抹消することとし、運用時に電気通信事業者から使用料を徴収する旨を定めるとの説明がありました。

委員から、今後の鉄塔整備計画について質問があり、平成23年度予算では3カ所を予定している。これ以外にも3カ所ほど不感地区を確認しているが、電波を増幅する簡易な設備で対応できる可能性があり、電気通信事業者と相談している。また、鉄塔整備は電気通信事業者の協力が必要であり、採算の面から事業への参加意思表示がない場合もあるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務課長から、集会所は地元管理を前提としており、補助金や起債からの制約期間が満了した施設のうち、地元から無償譲渡の合意があったもの4施設を移管するため、公の施設から削除すると

の説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第10号 郡上市景観条例の全部を改正する条例について。

建設部長から、平成21年に景観法に基づく景観行政団体となり、従来の任意条例であった郡上市景観条例を、景観法に基づく条例に全部改正するものであり、対象区域についても、従来の八幡町の都市計画区域から全市が対象地域に変更することとなるとの説明がありました。

委員から、建築等を規制する都市計画法や建築基準法と景観法の規制内容についての質問があり、建築基準法等の規制が主に建築物の安全等に係る規定であるのに対し、景観法では形状や色彩などの外観に関する規制であり、それぞれに法律としての役割を持っているとの説明がありました。

景観的な住環境を求める余り、一方では住みにくくなるのではないかと、また罰則等についてはどのような措置ができるのかとの質問があり、特に景観的に大きな支障となる建築物についての規制であり、一般住宅程度の建物規模は届け出対象となっていない。また重点区域では一般住宅も対象とすることはできるが、住民合意が前提となっていることから、住みにくくなるような規制にはならないと考えている。罰則については、法に基づくこととなったことから、最終段階として罰金や禁固まで可能となっているとの説明がありました。

委員から、市街地を形成する他の地域においても、快適な住環境整備のため計画的な整備を行う必要があるのではないかと意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第11号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

市民環境部長から、少数世帯やごみの分別をされているなどごみの少ない家庭への配慮として、20リットル入り1枚25円の指定袋を追加すること、家電リサイクル法に追加された品目を条例に追加するとの説明がありました。

委員から、ごみ分別のPRを徹底されたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第12号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、小川保育園の老朽化と地元からの移転要望もあり、小川小学校の校内に移転することに伴って、地番変更を行うとの説明がありました。

委員から、保育園は幼児を預かる場所で、小学校は学習の場であり、影響が出ないかとの質問があり、保育園の場所については、学校とも協議して影響がないよう配慮したとの説明がありました。

保育園跡地利用について質問があり、すぐに壊さず倉庫がわりとして利用するが、電気などは不用なため切っておく。学校から近いので遊具も現在の場所で使用していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第13号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、35万円の出産育児一時金の支給額を暫定的に39万円に引き上げていたが、経過措置が解除することを機に39万円に恒久化するとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第14号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長、保険年金課長から、平成21年度から医療費の伸びが顕著となり、基金も枯渇しつつあるため、一般会計からルール以外の繰り入れと基金からの繰り入れをする以外に、国民健康保険税も引き上げるとの説明がありました。

委員から、ことしにおいては郡上市の医療費が2割近い伸びがあるが、これは特殊なものか一般的なものなのかとの質問があり、拠出しなければならない医療費が平成21年度と比較し2億円強伸びたということは異常な数値であり、原因としては入院が非常に伸びており、特に65歳以上74歳未満の方の高額医療費の増加が多いとの説明がありました。

合併前は応能の割合が高かったが、合併後、応益応能の比率が50対50に移り変わってきており、所得の低い世帯に対して負担が増しているのではないかととの質問があり、地方税法の中で応能応益の比率が50対50でないと、軽減割合の7割、5割、2割が選択できないため、応益応能の割合を計算してきた経緯があるとの説明がありました。

収納率が下がる傾向であるが、均等割、世帯割に比重が高まったことで収納率が悪くなったのではないかととの質問があり、平成22年度の収納率が平成21年度を若干上回る予想である。前期高齢者の世帯が多いと収納率がよいと思われる。全国の収納率が88%に落ち込んでいる状況の中では、郡上市はまだよい傾向であるとの説明がありました。

国民健康保険税については、所得の低い方に軽減措置がされているが、まだ負担が大きいと思われる。もう少し低所得者に配慮できないかととの質問があり、国民健康保険税は平均10%の引き上げになるが、毎年引き上げることが不可能であり、一般会計から約1億円の繰り入れを行うが、市民の7割は他の保険であるので、今後3年間の平均を見込んだぎりぎりの選択であるとの説明がありました。

病気の予防や健康増進における市としての取り組みについて質問があり、健康課を中心に予防や健康教育や食育推進等に取り組んでいる。また、シニアクラブの軽スポーツ活動や特定健診率向上のためのPRにも努めているとの説明がありました。

社会保険に入っている戦後の団塊の世代の方が退職し、62歳から国民健康保険に入らなければならないため、市としての取り組みについて質問があり、退職者医療制度の中では、退職者医療制度給付金が他の保険者から国民健康保険に入ってくるという仕組みができているとの説明がありまし

た。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第15号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、平成23年3月31日までの貸付期間を、平成26年3月31日までの3年間延長するとの説明がありました。

委員から、一人でも多くの学生を支援できるよう所得制限などの基準見直しについて質問があり、新年度においては、基準を独立行政法人の支援機構の基準に合わせていこうと考えている。日本学生支援機構の貸し付けが最も多く、この支援機構の貸し付けから漏れた人を支援できるような制度に見直しを図りたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第16号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、4月から和良学校給食センターを廃止して八幡学校給食センターに統合し、和良小学校と郡上東中学校に給食を配送するとの説明がありました。

委員から、堀越峠を通過して配送することについて質問があり、現在も八幡の調理場から西和良中学校、西和良小学校に給食を配送しており、これを和良まで延長するもので、西和良からは10分程度で到着する。また、去年は数日の通行どめがあったため弁当で対応したことがあったが、これまで配送できなかったことはほとんどないとの説明がありました。

地産地消と食育の面から、和良調理場の存続について質問があり、地産地消の状況は約17%でふえてきているが、地域により使用割合に差があり、これまで和良は少なかったため、今後八幡の調理場で利用するなど地産地消の割合をふやしていきたい。また、八幡の調理場では1,700食の調理能力がある中で1,500食ほどを供給している。機能を有効に使うためには、改修の必要があるところから統合していくことを考えている。ただし、リスク管理の面から、市内1カ所で供給していこうという考えはないとの説明がありました。

また、郡上市にちなんだ郷土色のある給食を考えていただきたいとの要望がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第17号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、合併時に入館料の調整がされておらず、入館者が冬期に少ないという指摘もあり、入館者の増を図ることを第一の目的として、市内5館の入館料を減額改正するとの説明がありました。また、免許証大の共通パスポートを1枚1,000円で発行して、市内施設の利用を考えているとの説明がありました。

委員から、施設自体に魅力がないと入館者の増にはつながらない。民間の発想で、まずは魅力づ

くりを大切にされたいとの意見がありました。

また、こうした施設は年配の方が関心があるため、シニアクラブ等の料金にも配慮したほうがよいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第18号 郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、使用許可・使用制限に係る規定を追加し、利用促進のために入館料を見直し、共通パスポートの中に楽藝館を含めるとの説明がありました。

委員から、博物館での物販はサービスにもなるし、収入につながるよう検討していただきたいとの要望がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第19号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、利用促進のため入館料を見直し貸出施設として和歌文学館会議室及びラウンジを追加し、使用料設定を午前、午後から時間単位とするとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第20号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上東中学校の設置に伴い、西和良中学校体育館、和良中学校体育館の使用料規定を削除し、郡上東中学校体育館の施設使用料を既存中学校と同額で新規に設定するとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

3月4日開催の平成23年第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例関係1件、予算関係4件について、3月10日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いました。また、12月定例議会において継続審査となっておりました請願第4号について審査をしましたので、その経過と結果について報告をします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例関係。

議案第10号 郡上市景観条例の全部を改正する条例について。

建設部長から、平成17年度に施行された国の景観法に基づき、郡上市においても平成22年3月に景観行政団体の指定を受け条例を全部改正し、景観行政を主体的に進めるため条例を整備するとの説明がありました。

第6章第25条にある「一定の区域内」の協定の範囲と、景観法では全員の合意が必要となっているが、郡上市では3分の2の合意とした理由について質問があり、協定の範囲は、大きくは各地域、中心市街地、一定の集落あるいは一つの通りや神社の周辺などもできるように想定している。最小限度については厳密に決めていないとの説明がありました。

また、合意については、背景として既存の八幡市街地での協定が3分の2となっていることから、この協定も新しい制度に移行できるように配慮したとの説明がありました。

条例第28条・29条の助成制度の内容について質問があり、補助率及び補助の上限額についてこれから検討するが、現在の助成制度としては、最高60万円程度の補助の規定がある。助成額をどの程度に設定するかについて今後検討するとの説明がありました。

景観重要樹木の選定について質問があり、文化財的や歴史的価値を問わないが、景観に特に大きな効果のあるものについて審議会で検討の上、決めていくとの説明がありました。

審議会の必要性及び任期について質問があり、審議会の委員は、専門家、市民の代表者、見識者で構成し意見を聞く場として設けたい。任期は2年で市長が随時任命するとの説明がありました。

市として検討している重点地区について質問があり、検討委員会で議論された中では、美並の粥川、大和の明建神社周辺、大和道の駅周辺、高鷲のひるがの、白鳥の石徹白、和良の宮地などが挙げられたとの説明がありました。

樹木を指定した場合、所有者に対してどのような負担があるかとの質問があり、適正に管理する責任の範囲や助成のあり方について今後検討するが、手入れ方法や宅地開発で伐採しなければいけないときの制約等について、所有者が認識されてから指定するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上報告いたします。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

3月4日の平成23年第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案10件、予算議案6件、請願1件について、3月10日、11日、14日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

条例議案。

議案第11号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

市民環境部長から、少人数世帯や分別によりごみの量が減っている世帯に対応するため、20リットルの可燃物指定袋を追加し、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正に伴う条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、指定袋が大、中、小となるが、リットル換算にすると今回の袋は高いのではないかと質問があり、小の手数料を20円に設定すると割安となる。袋の作成費が大と比べて割高であることを考慮し、25円の手数料にしたとの説明がありました。

袋の色を無色透明にすることで価格が安くなるのではとの質問があり、安くなるが、無色透明にすることによりプライバシーの問題も発生するので、黄色のままとしたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第12号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、小川保育園を小川小学校内に移転することに伴い、小川保育園の位置を改めるための条例改正である。また、平成23年度からの利用者は園児4名、保育士1名、日々雇用職員1名であるとの説明を受けました。

委員から、当委員会の現地視察を踏まえての要望でもあったトイレ改修について質問があり、園児用と女性職員用のトイレ改修は、現場の声を聞きながら改修したとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第13号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、平成23年3月31日まで暫定的に引き上げていた出産育児一時金の支給期間を恒久化とするための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、出産育児一時金39万円と産科医療補償制度の加算分3万円の計42万円は、医療保険が違っても同じであるかとの質問があり、産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合は、医療保険が違っても同じ金額の支給であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第14号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、国民健康保険の安定した財政運営を図るため、基礎課税額に係る税率等を改める条例改正であるとの説明を受けました。

また、「請願第1号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願書」は、これと相反する内容であるため同時に審査することといたしました。

委員から、県下各市の保険税の改定状況について質問があり、医療分では平成21年度から平成23年度までの3年間で高山市を除くすべての市で引き上げ、または引き上げが予定されており、美濃市においては平成23年度に平均で約20%を引き上げる提案がなされているとの説明がありました。

平成23年度予算案では、新たに保険税緩和措置として一般会計から約1億円の繰り入れが計上されているが、平成24年度以降も同様の繰り入れを予定するののかとの質問があり、今日の医療給付費の上昇を考えると、平成24年度では約3億5,000万円、平成25年度では約4億4,000万円が必要と見込んでいる。今日の逼迫する国保会計の問題は全国的な問題であり、国においてもここへ来てようやく支援策が検討されているが、今後、国庫負担の増額等の支援策がないとすれば、国保財政調整基金も約2,000万円の残高であり、かつ、国保税の引き上げも今日の経済状況ではこれが限界と考えており、相応の一般会計からの繰り入れが必要と考えているとの説明がありました。

全体の平均で約10%の引き上げということであるが、実際、所得に応じてどのような引き上げになるのかの質問があり、それぞれの世帯構成や所得によって異なるが、65歳一人世帯、固定資産税額5万円の年金収入だけの世帯を例にすれば、年金収入額120万円以下の世帯では7%未満、同様の世帯で年金収入が約200万円では10%を超え、同様300万円では11%を超えると説明がありました。また、所得額が大きくなると約20%の引き上げになる例もあるとの説明がありました。

低所得者層の負担についてはどのような配慮がなされているのかとの質問があり、国保税の応能応益の負担割合は標準割合の50対50で考えている。本来、低所得者に手厚く配慮するには、この応能割合を高くすればよいが、今日の保険税の減少は経済不況による所得の大きな落ち込みが要因であり、国保の所得階層が、年間総所得の150万円以下で全体の60%を超えることもあって適切ではない。したがって、低所得者に対する軽減措置については、従来の応益分の均等割額及び平等割額を、世帯の所得額に応じて7割、5割、2割と減ずることで対応したいとの説明がありました。

滞納世帯はどういった世帯が多いのかとの質問があり、滞納者は平成23年2月末現在で653名である。このすべての世帯構成について分析をしているものではないが、滞納者が特定の世帯に偏っているわけではないとの説明がありました。

保険税の改定を行うことでさらに滞納者がふえることも懸念されるがとの質問があり、保険税を10%以上引き上げた市は多数あるが、極端に収納率が2%も下がったという事例は県下にはない。郡上市も同様と考えているが、引き上げの周知と同様に収納対策については、税務課と連携する中、今後さらに努力をしたいとの説明がありました。

郡上市に対して、国保に充当するように交付された国庫負担金等を国保に充当しなかったということはないのかとの質問があり、そういったことは全くないとの説明がありました。

引き上げはやむを得ないとして、その後の周知が必要となるが、どのような方法で周知するかとの質問があり、被保険者の方にはダイレクトメールで直接お願いと内容のお知らせをする。国保税の本算定を実施する8月1日に向けては、各自治会等に協力をお願いして、4月から7月の間で全地域へ出向いて、各種の会合等の機会を利用して国保の現状と課題等を説明し、また御意見をちょうだいしたいとの説明がありました。

委員から、郡上市は中学3年生までの医療費を無償化としており、約1億円の予算を計上している。また、ヒブワクチンを初め子宮頸がん予防ワクチンや肺炎球菌ワクチンなどの予防接種事業にも多額の予算を計上している。こうしたことにより子育て世代を初め市民の負担が緩和されていることも理解していただく必要があるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、このまま国保税の引き上げを実施しないで国保会計を健全に維持できればよいが、極めて厳しい状況である。平成23年度予算案では、約3億円の財源が不足するとの試算において、国保税のみでは平均で28%の引き上げが必要という中、国保財政調整基金の投入や新たな一般会計からの繰入金で被保険者の負担増の緩和を図るという現時点では精いっぱい配慮がなされたことを酌んで、それでも被保険者には大変重い負担ではあるが、平均で約10%の負担増をお願いすることになる1対1対1の負担割合で対応することでやむを得ない。何としてもこの国保制度は堅持しなければならないとの断腸の思いの中、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

また、本委員会としては、今日的な社会事情によって減り続ける保険税とふえ続ける医療給付費が国保会計の運営を逼迫させていることにかんがみ、国に対しては「市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書」を提出し、早期に抜本的な支援措置を講じることを強く求めるとともに、また一方では、市民が健康な生活を送っていただくことが一番重要であり、市議会議員の全員が特定健診・特定保健指導を受け、同様に市民にもこれを受診していただき、常日ごろから健康管理に留意していただくことを強く希望して、「郡上市特定健診受診率向上を目指す宣言の決議」の決議書を提出することをあわせて全会一致で決定しました。

議案第15号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

教育総務課長から、経済状況がいまだに低迷しているので、平成25年度まで一時金貸し付けの特例期間を延長する条例改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第16号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

学校教育課長から、和良学校給食センターを廃止するための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、和良学校給食センター職員の今後について質問があり、退職される臨時職員もみえるが、その他の職員は他部署への異動になるとの説明がありました。

今後は八幡学校給食センターから配食となるが、配送に係る予算は計上しているのかとの質問があり、予算措置しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第17号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

フィールドミュージアム所長から、施設の利用促進を図るため白山文化博物館ほか4施設の入館料を減額するための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、市内外別の入館者数について質問があり、入館時に市内外の調査は行っていない。しかし、入館者数としてはどの施設も減少しているとの説明がありました。

今後は入館者のニーズ等を調査し、民間施設のように何らかの特典や他施設の割り引き等を抱き合わせた入館券も検討していただきたいとの意見がありました。

市内小中学生が授業で入館する場合も有料かとの質問があり、事前に減免申請を提出していただき、入館料は無料としているとの説明がありました。

団体割引を10名以上にできないかとの質問があり、一般的に20名以上が団体扱いとなっているため、20名以上にしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第18号 郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

フィールドミュージアム所長及び社会教育課長から、施設の利用促進を図るため団体入館料を減額し、また「使用の許可」と「使用の制限」の条文を追加するための条例改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第19号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

フィールドミュージアム所長から、施設の利用促進を図るため入館料と施設使用料を減額し、また和歌文学館の使用料も定めるための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、これまでに営利目的による使用はあったかとの質問があり、営利目的による使用はなかったが、篠脇山荘は今後そうした営利目的の使用は考えられるとの説明がありました。

和歌文学館の会議室とラウンジを有料化することについてどう考えているのかとの質問があり、これまでどおり無料としたいが、公共施設は利用者の負担が原則である。使用料はしっかりと定めて、使用内容によって減免申請で対応することが基本であるとの説明がありました。

定期的に使用していた団体への事前通知について質問があり、毎月使用している団体はないが、年1回ほど使用している団体はいるので、事前に連絡は行うとの説明がありました。

篠脇山荘内で飲食は可能であるかとの質問があり、原則不可であるがレストランももちどりが満席で団体客からの要望があったときは飲食を認めているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第20号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について。

スポーツ振興課長から、西和良中学校体育館と和良中学校体育館の施設用途を廃止し、新たに郡上東中学校体育館等を条例に定めるための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、廃止となる両中学校体育館の今後の利用について質問があり、西和良中学校体育館はこれまで小学校と共用していたので小学校が使用する。和良中学校体育館は古いため使用禁止にするとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

以上です。

それでは、各議案ごとにそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第6号 郡上市名誉市民条例の制定についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 4番 野田です。これ賛成多数ということで、私保留をしたというような形になっておるんですが、まだ合併後間もないし、そしてこの名誉を重んずるとか表彰するということにはいろいろ問題点もあるので慎重に考えないかなと思ひまして、あえて今必要かどうかということを決断がつきませんでしたので保留させていただきました。しかし、県下でどこでもやっておるということで、本当に市民の皆さんが何としてもこの人の栄誉をたたえたいというようなことがあった場合にそういうものがないと、そのとき私はやり方はあるやろうとは思ってたんですけど、そういうものはどこでもあるので、あるということについてあえて僕が反対をする理由もないなということで、意見を変えさせていただきました、これに賛成いたしますので、よろしく願います。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第7号 郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市景観条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) これ私産建委員会のほうでは建設部長から平成22年3月に指定をとという説明を受けたんですが、総務委員会のほうは平成21年に景観法に基づく景観行政団体となりと書いてありますので、これ平成21年度の間違いでしょうか。度がついてないかのついでにかちよっと御説明だけいただきたい。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） 年度としては21年度です。22年の3月で景観行政団体の同意を得たというところでよろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第11号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） これ以前、文教におったときお聞きしたんですけど、この指定袋30リットル入りというのは非常に使用率が少ないということですが、現在の45、30のそれぞれの使用枚数ですか、どれくらい使用されているのか。それから、新たに設ける20リッターはどれくらいの予定でされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） ごみ袋の使用状況でございますが、これは21年度の実績ですけれども、45リットルが89万8,000枚です。それから30リットルが37万9,000枚です。今度新たにつくる20リットルについては、ほかの作成をしてる市の状況も見ながらとりあえず半年、10月からでございますが、8万枚ということで作成を予定しております。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第12号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第13号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

次に、議案第14号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を終結し、討論を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 委員会報告はこれを可とするということでございますが、私は、この委員長報告にもありますように、本当に負担を受ける方の気持ちを思いますと、何とかならんかしらんとすることをずっと思っただけでございます。委員会でも、そのために国への意見書とか、あるいは予防のための健診をみんなで受けようという決議というようなことを考えてみえて、それなりに苦勞をされておるといことは理解をいたしました。

しかし、まず、郡上市の国保税がかなり高くなっているという事実が一つあって、そしてそれがその理由は医療費が非常に高くなっているということですが、詳しく調べますと、それほど高くないと

いうふうに私は思いました。この資料で見ますと11位とか15位というような数字が出てまして、これは一面なのでそれだけじゃ言えませんが、郡上市はそれほどこれが高いがために国保税が高くなってるのではないのではないかというように思うわけです。

いろんな仕組みがありまして、国の補助やら県の補助、その他給付のあり方もいろいろあるようですけれども、私はここは今後はもっと検討をして、何とかもう少し市民の負担が少なくなるように、今で言いますと、国保税を払うともうえらいと、本当に暮らしが大変やもんで、今度病気になってもかかったときの窓口負担が払えんようになるという声はよく聞きます。これは決して所得の少ない人だけではないんですね。そういう点で非常にこの値上げについては心配をしております。

なお、さっきの意見書のお話もありましたけれども、国の国保に対する負担がずっと減らされてきて、この20年来ですね、二十何年間、50%だったものが今や25%、この試算で見ると24.1%というように減ってきている。これも大いに変えさせなければならない。そのことがそういうことがこの問題を生じておりますので、そのことを理由に、仕方がないと、きょうの委員長報告ではやむなしというように言われておりますけれども、これは何とかせないかんというように私は思っております。

この前の委員会でもなかなか私の言うことは理解してもらえなくて、まあ仕方がないぞというような御意見でしたけれども、例えば長野県などは非常に医療費も低く抑えてる。私は予防は大事であるし、これまでも何度もこのことについては御質問もし、また御意見も申し上げたんですけれども、まだまだこの郡上市の医療に対する市民の皆さんの取り組みは十分ではないなということは思っておるんです。そういった点も含めて、長野県は非常に低いし、ある村では65歳以上の医療費も無料にして、そして決してこれは難しいことではないと、現に私の村では30年もやってると。これ柴村というところだったと思いますけれども、そういうお話が暮れでしたか新聞に載っております。私はぜひともそういった点で、この国保税はもっと下げて、もう少し楽になるようにしてほしいというのが本音であります。そういった面から、この国保税の引き上げに関しましては賛成はできませんので、反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 3番 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） 私は、議案第14号の郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての賛成の立場で討論をさせていただきます。

私たちの暮らしになくてはならない国民皆保険制度の最後のとりでと言われる国民健康保険制度が、少子高齢化や昨今の景気低迷並びに医療費の増大を受けて極めて緊迫した状況に追い込まれています。郡上市においても、所得の減、国保加入者世帯数の減、被保険者数の減などによる保険税

収入の減額や国保財政調整基金枯渇などで財政的に大変厳しい中で赤字が大きく膨らんでおります。

国民健康保険制度は保険証1枚で医療費の一部を窓口負担することで、どこでも安心して医療を受けることができ、加えて、出産一時金の支給や高額医療費の支給等、被保険者にとっては大変ありがたい国民皆保険制度です。

郡上市の平成23年度の国保財政の見通しでは、医療給付費で約34億円、後期高齢者支援金で約6億円、介護給付金で約2.8億円、合計では43億円もの大きな支出を余儀なくされる中、約3.2億円が不足するという極めて厳しい状況であることを知りました。

私も一主婦であり現在の厳しい経済情勢を考えると、被保険者の皆様の苦しい心中をお察しするに余りあるものがありますが、今回の引き上げは、市においても十分に配慮に配慮を重ねられた結果であり、やむを得ない措置であると受けとめます。

市においては保険税の滞納者については生活状況を把握し、ケース・バイ・ケースで工夫し回収に努めていただくこと。また、医療費抑制に向けて健康管理のため特定健診のみならず各種検診受診率向上への啓蒙活動の推進、保険税引き上げに関しては市民への説明を十分に尽くされること、そして最後に国に対して早期に市町村国保税に対する抜本的な支援策を打ち出していただけることを要望していただくことをつけ加えて、国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に賛成するものであります。

全議員各位の御賛同をお願いして討論といたします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第15号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに

決定をいたしました。

議案第16号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第17号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第18号 郡上八幡楽藝館(旧林療院)の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第19号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第20号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時55分を予定をいたします。

(午前10時41分)

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時55分)

◎議案第37号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程17、議案第37号 平成23年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長に審査の経過と結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長、9番 古川文雄君。

○9番(古川文雄君) おはようございます。それでは、平成23年郡上市議会予算特別委員会から報告を行います。

3月4日の平成23年第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました議案第37号 平成23年度郡上市一般会計予算について、3月7日、16日に予算特別委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。

審査に当たり、委員長に私古川文雄、副委員長に村瀬弥治郎委員を選出後、予算の説明を求め審査をしましたので、その概要を報告します。

歳入予算について。

市長としての予算編成最重要ポイントについて質問があり、身の丈にあった行財政体制への移行に心がけている中で、起債残高の減少、必要な建設事業の実施、医療・福祉等の拡充である。地方債については、公債費負担適正化計画の着実な実行を目指しており、平成20年度から平成23年度末までの4年間で全会計の総残高は約127億円の減少を見込んでいる。国民健康保険特別会計の状況が厳しくなっているが、被保険者にすべての負担を背負ってもらうのではなく、一般会計からも繰り入れて負担の軽減を図っていく。また、予防行政として予防接種事業については、平成22年度当初予算の約5,000万円から約1億4,000万円に増額しているとの説明がありました。

固定資産税の償却資産についての予算編成方法について質問があり、平成23年1月の申告に基づいて課税になるため、平成21年度の実績から平成22年度にかけての6.1%減少を参考に、国の月例経済報告の中にある設備投資の傾向等のコメントなども参考にしてマイナス7%を予測して計上しているとの説明がありました。

法人税の予算編成方法について質問があり、平成22年度9月末までの実績を把握し、それ以降を推計した決算見込みに基づいて計上している。1月末までの実績が出てきたが、その時点で決算見込みを超えており、このままの経済状況が続けば計上した予算額は見込めるとの説明がありました。

固定資産税の負担調整期間について質問があり、面積割合で示すと負担調整率が上限到達4%、据え置き41%で合わせて45%は地価の上昇がない限り、今後固定資産税が上がることはない。負担調整率が40から60%未満の土地が46%あり、年間5%ずつ上がっていき、おおむね4年以内には据え置きに達する見込みである。負担調整率40%未満が9%あるが、この部分は4年後以降も上がっていくとの説明がありました。

路線価の見直し年度について質問があり、平成23年1月1日を基準日として、標準宅地や路線価の見直し等を不動産鑑定士に委託して調査している。それをもとにして平成24年度に価格見直しを行うとの説明がありました。

第三セクターに対する使用料等の徴収について質問があり、第三セクターが所有する資産については課税されているが、市の施設を使用して運営している第三セクターの施設に対して課税されていない。合併後の議論では、平成24年度を目途に第三セクターを独立させていき、それに伴い使用料等を徴収していくという考えであったが、経営が厳しいところもあるため一律の対応は難しい。個々について検討を行い、基準をつくり直す年度が来たところとらえているとの説明がありました。

地籍調査費補助金の活用計画及び未整備地域の状況について質問があり、地籍調査は高鷲地域で行っており、330万円の補助対象事業費に対して国が2分の1、県から4分の1の補助金をいただいている。業務を委託して行っているが、1件1件手間がかかるため地道に取り組んでいくとの説明がありました。

県道有穂中坪線整備の見通しについて質問があり、県も財政が厳しくなかなか整備は進んでいないが、市道に格下げして市で管理しても、全線の維持管理・改良に大きな財源が必要となるため、現時点では厳しい状況である。県に対して粘り強く要望していきたいとの説明がありました。

緊急雇用（地域人材育成）事業補助金を受けて鉄道運転士養成事業を郡上市で行う理由について質問があり、市長が社長であり郡上市が事務局であるためである。平成22年度も同様の趣旨から沿線を桜で飾るという事業を行ったとの説明がありました。

基金の運用について質問があり、1月末時点で総額96億1,500万円ほどである。このうちで公共施設整備基金の7,100万円とふるさと基金の10億8,000万円程度を地方債・共同発行債・国債で運用している。現在の金利は大口の1年定期で0.08%程度、国債20年もので1.7から1.8%程度と大変厳しい状況であるが、少しでも有利な運用をしていきたい。現在ふるさと基金を国債で数本に分けて運用しているが、一番高いものは共同発行地方債で2%、一番低いものは最近の10年国債で1.4%である。最近のものほど利率が低くなっており、今後も同じ状況が続くであろうと考えているとの説明がありました。

八幡城基金の制度、見込み方法について質問があり、産業振興公社の指定管理であるが、収益のうち八幡城収益の2分の1を寄附としていただき、それを八幡城基金に積んで将来の整備に充てていくことになっている。平成23年度は屋根がわらと塀の修繕工事の費用として繰り入れを予定しているとの説明がありました。

防災航空隊人件費の内容について質問があり、現在、郡上市消防本部から1名が防災航空隊に入隊しており、その隊員の人件費分が県防災ヘリコプター連絡協議会から市に入るとの説明がありました。

市民税10%減税に対する郡上市の考え方について質問があり、一律10%減税では、年収300万から400万円で年間減税額が数千円程度であり、市の減収分は市民サービスの縮小につながるため、適切なやり方であるのか疑問に思っている。郡上市のような財政状況の厳しい自治体は、市民の御理解を得て税収を確保していかなければならないと考えているとの説明がありました。

実質公債費比率が18%を下回る見込みについて質問があり、3月に行う繰り上げ償還も実質公債費比率に対する軽減効果があると考えているが、今回提案している下水道会計の資本費平準化債の活用によっては、数年早まるであろうと考えているとの説明がありました。

歳出予算について。

議会費。特に質疑はありませんでした。

総務費。自治会組織等活性化事業の補助対象について質問があり、自治会組織内の各種団体との連携を高める事業、公益・公共の面に資する課題への取り組み、自主的・自立的な非営利事業であるとの説明がありました。

市有林整備事業の間伐計画について質問があり、平成21年度に52.3ヘクタール、平成22年度に210.8ヘクタール進めており、平成23年度は105ヘクタールを計画しているとの説明がありました。

郡上学構築懇談会事業の減額理由について質問があり、郡上学の周知は進んでいるため、構築という場面においては懇談会の開催2回程度で済ませられると考えており、その分の経費を計上しているとの説明がありました。

交流・移住推進事業の内容について質問があり、人件費はふるさと雇用として3名を雇用しており、事業の諸経費については単費で計上している。雇用は3年が限度のため、職員が地域で自立していくために努力していきたいとの説明がありました。

集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業の減額理由について質問があり、明宝・和良の2地域については、過疎債のソフト事業として別予算で計上されており、50万円ずつの減額となっているとの説明がありました。

地域振興推進ビジョンの進め方について質問があり、総合計画後期基本計画に沿って迅速に地域課題に取り組むため、平成23年度は振興事務所長を次長級とし、所長配分として280万円あり、きめ細かい対応をしていくとの説明がありました。

ふれあい交流事業の委員報酬増額理由について質問があり、現在の5人体制から6人体制へとするためであるとの説明がありました。

鉄道運転士を郡上市民以外からも募集する理由と委託先について質問があり、この事業は県の緊急雇用創出事業を活用し、岐阜県、郡上市、長良川鉄道が協議の上実施することとなった。事業は長良川鉄道に委託し、養成する運転士はハローワークを通じ募集するため、郡上市以外からも募ることになるとの説明がありました。

ケーブルテレビの加入金について質問があり、当初整備は国の補助金をいただいていたので一般加入金分は無料であったが、現在は一般加入で6万3,000円、事業者加入はプラス3万1,500円であるとの説明がありました。

民生費。国保会計繰出金について質問があり、その他の繰入金1億1,869万9,000円の内訳は、福祉医療波及分の1,900万円と国保税の緩和分9,969万9,000円である。医療費の急騰と税の落ち込みということがあって、国保会計内で3億円強が不足することから、国保税では全体で約10%の引き上げを国保の被保険者の皆さんにお願いし、国保財政調整基金からは1億円、一般会計からは従来の繰入金とは別に約1億2,000万円を繰り入れて、被保険者の負担増の緩和を図りたいとの説明がありました。

自殺予防対策の地域ネットワークについて質問があり、社会全体で自殺予防を考えていくため、平成22年度に自殺予防対策協議会を立ち上げた。講習会等を開催し、多くの人に意識を持ってもらい、ネットワークを広げていくことによって自殺を減らしていきたいとの説明がありました。

自殺予防対策事業の経費について質問があり、87万6,000円の事業費の中には協議会の予算も含まれているとの説明がありました。

介護老人福祉施設等整備補助金の事業者について質問があり、補助先は白鳥町の石井医院で、50床を新規開設予定であるとの説明がありました。

放課後児童健全育成事業の実施場所について質問があり、八幡は八幡小学校、白鳥は白鳥小学校、大和は大和北小学校、美並は三城小学校、高鷲は福祉交流センターで実施している。また、今年度明宝は明宝小学校の前にあるスポーツセンターの和室を改良し実施しているとの説明がありました。

衛生費。特定不妊治療費助成に対する結果について質問があり、5年間の継続助成であるが、プライバシーのこともあり治療効果は追及していない。治療を受けた方は把握しているので結果については今後突合するとの説明がありました。

地域ごとの動物の火葬の状況及び料金について質問があり、八幡の総数が864件であり、ペットは1万円で115件あった。保健所や高速道路等で死亡した場合は2,400円、道路でひかれてしまった場合は一般廃棄物扱いとしており件数は481件である。白鳥には動物の火葬炉がないため、大和や高鷲等で火葬しているとの説明がありました。

八幡以外の地域の方が八幡斎苑を利用された件数について質問があり、平成23年2月末現在で八幡190件、大和15件、白鳥2件、高鷲1件、美並41件、明宝24件、和良16件で合計289件であるとの説明がありました。

斎場の今後の利用について質問があり、斎場を減らしていく考えであるが、具体的な検討はまだ行っていない。今後方針を決めていく必要があると考えているが、施設が古くなったからといって大きな経費をかけて新たに建設をするといったことは避け、最小限の維持補修を行っていくとの説明がありました。

農林水産業費。中山間地域等直接支払交付金と戸別所得補償制度の関係について質問があり、中山間については統合等で件数は減っているが、単価が8割から10割になっているため金額はふえている。戸別所得補償とは密接な関係であり、地域での合意を目標に座談会等を開催しているとの説明がありました。

モンキードックの活用方法について質問があり、猿の多い地域を主体に公募をかける予定であるが、6カ月程度の養成期間が必要なため、早急に行っていきたいとの説明がありました。

小規模森林整備事業の予定と財産区との関係について質問があり、整備予定は6.6ヘクタールである。財産区の里山環境整備事業との調整は図っていないとの説明がありました。

森林整備地域活動支援交付金事業の内容について質問があり、施業実施区域の明確化を主体に行っている。平成22年度の実績が約2万ヘクタールであり、新規分として330ヘクタールの増加を見込んでいるとの説明がありました。

ナラ枯れ被害木調査の方法について質問があり、現時点では抜本的な対策はないが、安心安全面を確保するため緊急に伐採を要するところを把握するための調査であるとの説明がありました。

商工費。商工会活動事業の減額要因について質問があり、要因の一つに県補助金をベースに人件費の補助予算を作成しているが、商工会経営指導員が1名退職したためその分補助金が減額されており、予算も100万円の減額となったとの説明がありました。

中小企業退職金共済掛金助成事業の廃止理由と助成割合について質問があり、共済掛金補助金交付規則に基づいて平成16年3月から行っているが、有効期限を平成23年3月31日としているため、平成22年度で制度を終了する。契約時から36カ月分に対して補助金を交付するものであり、実績は40件で79人であったとの説明がありました。

小口融資貸付事業の実績について質問があり、貸付利率0.75%で融資額は1,250万円以内、無担保無保証となっている。借り入れの手続については審査会を廃止したことで申請が簡略化され、多少増加しているとの説明がありました。

指定管理温泉施設の経営状況について質問があり、湯の平温泉についてはお盆前に復旧し、それ以降の集客状況は順調である。市内9温泉の集客数は3.6%余りの減であるが、湯の平温泉は休業期間もあった中で約10.1%減というところである。また、物品販売等の努力もしている。明宝温泉についてはスキー客の落ち込み等もあり、平成22年は前年対比で3.3%の減となっているとの説明がありました。

外国人観光客の受け入れ態勢について質問があり、4カ国のパンフレットを作成し、各方面にガイドも配している。今後は外国語の案内標識等の作成も進めていきたいとの説明がありました。

土木費。橋梁長寿命化修繕計画について質問があり、市内に888の橋梁があり、このうち182橋を調査対象としている。平成22年度までに92橋、平成23年度は44橋、平成24年度は46橋を調査予定である。この調査をもとにして修繕を進めていくとの説明がありました。

歴史的風致維持向上計画について質問があり、教育委員会で行う伝統的建造物群保存調査以外の背後地について、周りの環境と一体となった歴史的風致に関する調査を行うものであるとの説明がありました。

住宅リフォームの旧町村別要望状況について質問があり、全体で三十数件の申し込みがあり、事業費の1,000万円をほぼ達成している。旧町村ごとの件数については後日報告させていただくとの説明がありました。

消防費については特に質疑はありませんでした。

教育費。教師用指導書について質問があり、現場からは1人1セットをもらいたいという要望があったが、単学級のところは1セット、八幡小・白鳥小のように複数クラスあるところは2セットという形をお願いをした。ほとんどが単学級の学校であるため、ほぼ教師1人で1セット持てる状

況である。指導書の金額は1セットで52万から53万円程度であるとの説明がありました。

中学生体験活動推進事業の代表者選抜方法について質問があり、定員が16人のところ25人応募があった。作文で選考したが、テーマを「郡上市について思うこと」とし、具体的に実践してきたことなどで郡上への思いの強さを判断基準としたとの説明がありました。

通学対策助成事業の増額理由について質問があり、郡上東中学校において自転車通学をする生徒が20名ほど。また明宝地域においては公共バスの見直しにより、スクールバスから公共バスで通学する生徒が20名ほどふえるため、その分による増額であるとの説明がありました。

放課後子ども教室の内容について質問があり、公民館との連携で子ども講座、図書館との連携で図書館子ども教室という講座も開催している。予算については、コーディネーターの賃金として102万4,000円を計上しているとの説明がありました。

飛騨美濃歌舞伎大会に対する支援内容について質問があり、平成23年度は郡上市で開催されるため、郡上市で実行委員会を設置し、大会までの準備と当日大会運営を行う。4団体程度の出演を予定しており、その一つに地元の高雄歌舞伎を上演していただく予定である。入場料は無料を考えているとの説明がありました。

文化財標柱の木製かアルミ製の検討方法について質問があり、木製は腐ってしまい損傷が激しいためアルミ製とした。耐用年数は10年以上を見込んでおり、木製に比べて長持ちするであろうと考えている。単価はアルミが2万3,000円、木製は3万円であるとの説明がありました。

現在の相撲場で国体のリハーサル大会が開催できない理由について質問があり、視察、打ち合わせを進める中、本大会が仮設のテントで行われるため、リハーサル大会も同条件で行わなければならないということで、視察、打ち合わせを進める中で日本相撲連盟の指導を受け仮設テントで開催することになったとの説明がありました。

国体開催事業の財源及び経費の内訳と本大会の予算について質問があり、負担金の1,000万円は実行委員会の経費に充てていく。リハーサル大会の経費は5,061万円で、そのうち競技施設について2,686万5,000円の経費がかかるが、これは全額補助金で賄われる。運営費は2,374万5,000円で、補助対象経費の補助率は2分の1である。その他の財源2,400万円は、地域振興基金からの繰入金であり、サマージャンボの収益金などを岐阜県市町村振興協会から国体等の支援を目的として配分されたものである。本大会については概算で1億2,500万円程度の事業費を見込んでいるとの説明がありました。

郡上かるたの活用方法について質問があり、7月ごろの完成を目指している。学校等で配布し、シニアクラブ、公民館、PTAなどをお願いをしながら、平成24年度をめどに大会を開催したいと考えている。幼稚園、保育園においては読み聞かせを行って普及していきたいとの説明がありました。

英語教育の指導状況について質問があり、ALTとの連携であるが、主は学級担任が指導するとの説明がありました。

いじめ、不登校の状況について質問があり、いじめの認知件数は小学校で平成21年の29人から平成22年は16人、中学校で38人から36人、不登校については小学校が7人から4人、中学校が24人から16人となっており、前年対比で減少しているとの説明がありました。

郡上市女性の会活動補助金について質問があり、自主的な女性団体で行う事業について上限10万円で、2分の1を補助し、講師謝金については4万円を上限に全額を補助する。公民館活動等で行う場合は上限5万円となる。要綱に基づいて審査し、6団体に補助金を交付したとの説明がありました。

35人学級の展望について質問があり、小学校1年生から2年生及び中学校1年生が県の教育委員会の施策である35人学級となる。該当するのは八幡小学校2年生、郡南中学校・大和中学校・白鳥中学校の1年生であるとの説明がありました。

災害復旧費については特に質疑はありませんでした。

公債費につきましても特に質疑はありませんでした。

諸支出金につきましても特に質疑はありませんでした。

予備費につきましても質疑はありませんでした。

採決につきましては、本委員会は賛成多数で原案どおり承認することに決定をいたしました。

以上で審査の経過及び結果について報告を終わります。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。予算特別委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 委員長報告が終わったので質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 19番 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） 質問ではありませんけれども、この報告書のかがみでございますが、3月7日、16日に予算委員会を開催したというふうに書いてありますけれども、8日にも実はやっているわけですね。分科会という形でやっておりますが、これは予算委員会の中で分科会を設置してやったということですので、これは予算の審議に加えたほうがいかなものかということと、16日の日には各分科会で報告を受けて総括的な質疑を行ったというふうなほうがいいのではないかなというようなことを思いますので、まことにけちをつけるようで申しわけございませんけれども、これの表記についてひとつ御意見を出させていただきますが、いかなもののでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま19番議員からも御指摘がございました委員長報告でございますが、大変な委員会の膨大な審議状況を報告という形でおまとめをいただいておりますから、あえて申し上げるのはいかなものかという思いがありますが、ただ、今19番議員のほうからも御指摘がございましたが正確性が、報告の、やや疑義と言ったら悪いんですが、これは先ほど朗読をされましたが、一部重複の部分がありますね。これ公文書ですから報告は。本会議に対する報告ですから、そういうことがなぜ生じるのかという点において、大変失礼でありますけれども、これは委員長がつくるわけですから、あくまでも報告は。その辺の手続がいかなものなのかという点で大変私もこれを見ておましてちょっと、異議というか御意見があったことを、19番議員が先に御指摘になったんですけれども、その辺の経緯はどういう形で報告書をまとめられたのか、委員長お見えになりますのでちょっとお聞きしたいということがありますし、その報告の要所要所に、また後ほど質問しますけれども、どうも正確性を欠いておる内容が含まれておるということで、私質問するつもりでおりますが、まずこの報告書に対する委員会責任といいますか、まとめられた委員長の立場というんですか、どの程度加筆をされたり確認されたり、事務局に指示されたか、その経緯を教えていただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） ただ今19番議員の方と21番議員の方から御指摘いただきましたけれども、まさに報告としましてはそのとおりであろうかというふうに思っております。ただし、例年の報告のパターンに基づいた報告であったがために、今御指摘のとおりと思っておりますけれども、どちらかというとその部分も若干あったのかなということは反省をしておるところでございます。

あわせて、今の金子議員のほうの御指摘ありましたことにつきましても、これはあくまでもやはり委員長の責任の中でまとめ、報告をすることが大前提でございます。ただし、若干時間的な余裕がないというのはこれは理由にはなりませんけれども、若干的にその辺の時間が十分なかったというのは理由にはなりませんけれども、現状的にはそんな部分も若干調整の部分がありまして、その辺は不行き届きな面があったと思っておりますけれども、内容報告ということでよろしくお願ひしたいと思っております。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま御発言ございましたが、従来からこういう形でやっておったというような趣旨の御発言がございましたが、それはちょっと、従来の予算委員長が、事務局がつくったものをそのまま出したというような趣旨のことであれば、これいささか今までの委員長報告に対する認識がちょっと違うんじゃないかというふうに私は思いますから、私も委員長1回やったことありますが、事務局に任せてそれを持って委員長報告をしたという私は経験はございません。そう

いう意味では、余りそういうことが一般的であったというような発言についてはちょっと御訂正いただきたいというように私は思います。

○議長（池田喜八郎君） それでは、暫時休憩をいたしまして、ちょっと議運を開催をしていただきたいと思いますが。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは暫時休憩をいたします。直ちに議会運営委員会を開催していただきます。

（午前11時28分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時47分）

○議長（池田喜八郎君） ただいま議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、予算特別委員会 古川委員長より発言を求めます。

9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 本会議の大変重要な時間の中で貴重な時間を申しわけございませんでした。大変説明不足があったらと思いますので申しわけございません。

その中で2点だけ報告といたしますか念を押したいと思っておりますけれども、最初に1点お話がありました美谷添議員から御指摘のありました分科会の報告事項が入ってないんじゃないかという話がございます。先ほど私は、例年このパターンで報告しておりますよということを申し上げました。そこで若干誤解も生まれたようでございますが、あくまでも報告書の文面の分科会というものは例年入ってないと。あくまでも特別委員会ではそういうふうに行っているけれども入れてないということで、その辺は御了解いただきたい。ただし、その件につきましては、来年度以降につきましては、その字句を入れる入れないということは、先ほど検討してみます、反省を踏まえたときにはどうすべきかという発言をさせていただきましたので、そのような御理解を賜りたいと思っております。それが1点でございます。

もう1点でございますが、大変私の不手際がございまして御迷惑をかけたのですが、この報告書の2ページの下から2行目に「市民税10%」のところの2行と、3ページの「との説明がありました」までは大変ダブっておりまして、御迷惑をおかけしまして申しわけございません。この件につきましては削除しまして後ほどまた事務局から正式に配付をさせますので、申しわけございません。よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） ただいま古川委員長よりさきの件につきましての御説明をいただきました。

分科会の座長報告を受けて予算特別委員会でまとめた報告をされたようでありますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 御了解を得ましたので、後ほど修正部分につきましては事務局より配付をいただきますのでお願いをいたします。

それでは質疑に入りますが。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) 本特別委員会の報告につきましては郡上市議会は議長を除く全員で構成しまして、そして質疑をして議決をしておるという状況であるということは十分承知をしております。

そういうことでありますけれども、ちょっと2点ほど執行部に確認を求めたいという点がございしますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2ページの第三セクターに関する点であります、「24年度を目途に第三セクターを独立させていき、それに伴い使用料等を徴収していくという考えであったが、経営が厳しいところもあるため一律の対応は難しい。個々について検討を行い、基準をつくり直す年度が来たととらえているとの説明がありました。」この文言であります、これは大変抽象的な話で報告がされておりますが、これは具体的に、第三セクターであったものを株式の無償譲渡ということを通じまして、第三セクターを解消したという組織があるわけであります。その点については、無償譲渡に関する協定書を取り交わしてそしてこれを承認したという経緯があるということがあるわけでありますから、その点を指摘したわけでありますが、ここに書かれておるようにこれからまた初めからやり直してみようというような、経営によって、そういう文言的なことではなくて、具体的に24年の、これちょっと日にちはちょっとあいまい私、書類今持ってない、そんな質問せんなんと思わなんだもんで。4月1日ぐらいだと思ったんですが、24年の時点においては当該会社の家賃、地代等については幾ら、かくかく幾らという金額でもって徴収するという、収納させるという、そういう協定書が成立をしておるわけでありますから、執行部においてはその協定書に沿って、もうけとるとかもうけとらんとかにかかわらず協定書の遵守を求めたということに対して、いついつの時点からまた相談しましょうというようなそういうあいまいな答弁であったかどうかという、これはもう一度確認させていただきたいというふうに思います。

○議長(池田喜八郎君) 鈴木副市長。

○副市長(鈴木俊幸君) 今までの第三セクターのいわゆる、当時18年か19年だったかと思っておりますけれども、あの当時に、いわゆる第三セクターを今後はいわゆる株の所有を無償で譲渡して行って、そして独立させていきたいというお話がございました。その段階において、徐々にできるところから

やっていくという形で、あの当時2社あるいは3社なりの提案をさせてもらうような思いの中でスタートいたしております、ところが、その当時においても非常に経営が優秀なところがあったので、その辺も無償譲渡にするのはいかがなものかという議論もございました。そしてもう一つが、いわゆるそのときに使用料の計算式がすべて、いわゆる残存価格あるいはいろんなものを計算しながら、使用料をこういう形でやるけれども、5年間は猶予して、その段階において使用料を取ることが1点と、他の第三セクターと同じ歩みにしてほしいということが書き込んであった契約だったと思います。その後、私たち日置市長になりましたから、第三セクターのあり方というものが、いわゆるただ単に独立させればいいのかと、持っていた株を無償譲渡するということもいかがなものかということで三セクのあり方自体を見直すと、こういう流れの中に来ておりました。

ですから今ほど、ちょっとこの辺を整理しないといけないんですが、当然市の施設でいわゆる指定管理を受けてる第三セクターと、独立してもらって全く自分たちで持っている第三セクターがございます。それは当然に税を払っておるわけです。一方、市の施設を使いながら第三セクターをやっておるといような非常に有利な面があるということは重々承知の上でございますけれども、この場合に説明したのは、いわゆる当然、営業的な目的のもとでつくられた第三セクターにおいては、少なくとも固定資産税あるいはそういったもの、使用料等々を含めて検討するのは5年後ということで、24年以降については当然それは発生するだろうということは思っております。

ただ、中には非常にその目的ですね、設立目的が非常に第三セクターによって違うものもあるという、当時の段階ではどの程度の議論がされたかまでは承知をしておりますけれども、私どもがなった段階において、第三セクターを一律的にとらえるのはいかがなものかというお話をしたことがあったと思います。ですから、すべてのものが同じ条件で、あのときには書いてありましたけれども、よそが取らないのならうちのほうも取らないようにというような話がございましたが、そうはいかないところがあるんじゃないだろうかといったことで、第三セクターというものを再度、どういう形のものでどういう形で維持し、どういう形で市の負担を減らしていき独立させていくかと。もちろんセクターとしての独立ですけれども。そういう面も含めて検討したいという意味でございますので、御理解いただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 一般論ではなくて、無償譲渡をして第三セクターを離れて、通常のいわゆる民間の企業・会社として存続をしておる場合においては協定書を結んでおられるもので、その協定書は日にちがきちっとうたってありますし、家賃相当額を今言われたような計算に基づいて金額もはじき出して協定書が出ておるといようなそういう事実があるわけですから、それに沿って厳守していただくということは執行者の責任として要望をしておきますので答弁は求めません。

もう1点です。これも委員長報告の中に触れられておりますが、7ページです。例の相撲場のリハーサルの問題であります、その記載の中にも「日本相撲連盟の指導を受け仮設テントで開催することになったとの説明がありました」ということで終わっておるんですが、その他に費用の点はありますけど、その折に、私が、要するに最初の目的の中では、現在つくった相撲場をリハーサル会場とするという趣旨でつくってきたという説明をされておるわけです。この経過説明というのを、ありがとうございます。大変正確なものを出していただいたというふうに私は思っております、これを見ましてもそういう経緯は明確にうたわれておるんです。それが、結果においては、相撲協会かそちらの主催者のほうの立場のお考えは、こちらの都合でつくった目的はリハーサルの相撲場だったけど、そういうものは使わないと。本会場で使うものをリハーサルで使うのが相撲協会こちらのほうの団体の例外なき方針だと。今までそんな例はないという説明があったというふうに御報告されておりますので、そのときにこの資料を私は教育委員会のほうに経緯を、教育委員会がどのような経緯でそういう結果になったかを説明を求めたわけです。それで今手元にこの資料を出していただいたという経緯があるんですが、そういうことの記載がなかったものから、そういう記載を求めておったわけですが、とりあえず今出てきたんですから、これについて改めてお尋ねをするわけですが、要するに最初にあった白鳥神社のところにあった相撲場は、移転をして新しく設置されたのが今つくられた相撲場です。それは本来から言えばリハーサル会場として使用するということで目的を持ってつくられたと。そういう経緯が当初あったんだと。こんなふうに書かれています。そのことと、最終的に詰めたときにはそういう施設は結局使わないと。本会場として使う仮設のテントが本会場だから、リハーサルもそちらを使うというふうに最終的に判断されたわけですね。それは、繰り返し言って申しわけないんですけども、そういう場合には、リサーチがかけてあるわけです。前年度開催県を視察したり関係者との協議を行う中で、そういう事実というのはわかり得る状態ではなかったんですかね。その辺のそごがあったんじゃないかというふうに思うんですが、そういう点については、教育委員会も月に1回会議を開かれておるんですが、その辺の経緯について、なぜこういうそごを来したかという点については教育委員会で協議をされた経緯があるのか、そういうものはなかったのか、こういうこと責任というのは教育委員会はどのように考えておられるんですかという点を確認させていただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 私たちの今までの、リハーサル大会についてこの会場を使う、使わないということそのものを教育委員会の中で協議したということはありません。報告はありますけれども、こういうふうになりましたのでということで。そういった経緯はありますが、今おっしゃったように、予測ができたかできなかったかといいますと、率直に申し上げて予測はできておりませんでした。といいますのも、私たちは県の国体にかかわるさまざまな協議の中で、リハーサル大会に使う

という前提で相談をずっと続けてきましたし、それで一応私たちとしてはよしというふうにして理解をしておりましたので、後ほど日相連のほうから、それは前例がないからだめだというふうに言われたときに、県の相撲連盟に対しても私たちの理解とは違うのだということで何回か協議をしたという記憶はありますけれども、そのことすべてを教育委員会の中で報告してるということはありません。つまりこういった経緯があったということについての話は、要するに協議ということではなくて報告はしておりますけれども、それを是にもどうしましょうというような話し合いは教育委員会の中ではしていません。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） そういう機関、教育委員会という機関の中で進められていかれることですので、一々状況の報告を求めるつもりはありません。

ただ私どもも、相撲場ができたとき竣工式がございまして、それを視察という形で現場も見せていただいた経緯はあります。その経緯の中で、そういう施設が国体の白鳥会場のリハーサル会場としての機能もあわせて、あるいは目的もあわせてつくっていったという経緯は、例えば全員協議会の説明のときにもお聞きしたというふうに私は、記憶ですから記録がないんですが、そういう思いでおったわけです。それが、いや、それは使えないんだと、最終的には。リハーサルには。そういう事実についての御報告は今回こういう形でお聞きしたということだけでありまして、これは言ってみれば説明責任としての教育委員会のお立場からして、ややその辺のそごは議会の説明とは違うんじゃないかという疑念がやっぱり解消されていなかったということはこういう形の質問になって出たわけですけども、そういうことについての教育委員会側の何らかの方策について協議された経緯があるかというようなお尋ね方をしたわけで、その点は申しわけないんですが、これは一定の方向が変更をされたという経緯については、議会側にあるいは議員に、何らかの方法で開示されるべきであったんではなかろうかという思いを率直に申し上げてるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 今御指摘の点につきましては、本当に私として十分な説明ができてなかったということで申しわけなく思います。今回こうした形で、今までの経緯について前回御質問があったことについてお答えをするということでもし御了解が願えるのであれば、そういうふうにしていただければ大変ありがたいと思っております。

○21番（金子智孝君） 了解。

○議長（池田喜八郎君） 了解ですか。

それでは、質疑の途中ですありますが、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後の1時を

予定をいたします。

(午後 0時05分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑が途中でございましたので、質疑を再開いたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） ただいま委員長報告がありまして、ここの3ページですか、実質公債費のことについて書いてあります。私もちょっとこの前も質問したんですけども、これまで建設費のほうを抑えながら、それで公債費比率を下げていくということで31年までの計画書がありまして、そういう話だったんですけど、そのときそうやって進んでいくかなとは思ってたんですが、前に出されました普通会計地方債現在高の推移ということで、31年までにどういうふうには減らしていくかという計画があります。私も前の質問あるいはその前のときにも質問しまして、このまま進むともうちょっと前に早く終わるんじゃないかというようなことを思ってたわけなんですけど、今回、今年度は中学の建設費等もありまして、ここで23年の計画で見ますと、年度末の現在高は458億9,000億だけという数が出ております。しかし実際にはことしの予算では、この説明にも書いてありますが、466億円ですから、簡単に言えば8億ほど残高は届かないと、この計画にはね。ということで、もうちょっと僕減らしてるんだなという積み上げもしましたし、国の緊急対策もありましたので、減ってるんだというように思ってたんです。ことしもそういう数字だと思っとたら、実際にはこの間の説明の後で調べたんで申しわけないんですが、この結果はややふえておるということでしたので、ちょっとこの点については、これはこのままいきますと、この計画がどうなのかと。この説明では数年早まるであろうと考えてみえるようなんですけども、それでいいのかわかだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） ここで御答弁差し上げての記載の仕方でございますが、この補正予算におきましても2億数千万円でしたが、繰上償還をさせていただいております。それと加えて、今、公債費適正化計画に基づいて計画的な削減ですね、これを進めております。さらには、新年度予算なわけですが、下水道絡みの平準化債ということで基金の平準化ですね、これの取り組みをしてございますので、当初の計画よりは、特に平準化債のそういう今後の減額に至るまでの発行をしたとしますと、充足率はまずは手元のそういう見込みですが26年ごろに、順調にいけば早い時期にそう

いう時期も訪れるのではないかなということを想定しております。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） そういうことで、これできましたらまた後で結構ですので、計画に沿ったある程度の見通しというものを示していただきたいと思います。

それから今平準化のことがあって、これは後で下水道のほうのところでも思ったんですけども、ここにもありますので。簡単に言いますと、例えば30年で返すのを50年に延ばすと、そうすると返すのを減らしていけると、そのかわり長うかかると。だから利息も要るんじゃないかと思うんです。そういう点での影響については説明がこれにちょっとない、細かいものでよう読み切らんでおるんですけども、その辺の説明を簡単にさせていただきますでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） 下水道の平準化債につきまして御説明をさせていただきます。

別途、資料ということでボックスに入っておったと思いますけれども、そちらのほうをかいつまんで御説明をさせていただきますが、2ページのところに今回、資本費平準化債の活用についてということで、基本的な考え方としまして2ページの中どころに四角で囲んで書いておったんですけども。

○4番（野田龍雄君） いいです。わかりましたので。結果的に、利息等でどうなるのかなという心配しとるんですが。

○水道部長（木下好弘君） 今御指摘がございましたように、平準化債は基本的に下水につきまして元利償還金の金額が大きいということで、通常、借金のほうは下水道債をメインに活用しておりますが、その償還が25年と。実際は据え置き期間が5年でございますので30年ですが、25年の元金の償還に対して減価償却、耐用年数のほうですが、減価償却の耐用年数のほうが45年ということで、減価償却と施設に係る借金の返還が、期間が違うために資本費が前倒しになつるとということで、それを平準化するという制度でございますけれども、御指摘のように、それを活用しますと今年度の要は元利償還金の償還を借金をして返すということになりますので、その分だけ借金を先送りすると。先送りしますと利息がふえるわけですが、この表の中でこの基本的な考え方ですけども、まずは30年、先ほど申し上げかけた30年までは、借り入れ可能額というのがございますが、借り入れ可能額の限度額で発行をしていきまして、かつ、31年以降は財政フレームとしての一般会計がありました、下水の繰出金を12億円として設定しますと、この活用によりまして23億円ほどの利子が後年度に増額にはなると。ただし、その平準化債の元利償還金ですけども、交付税のほうで50%は算入してもらえるとということになりますもんですから、最終的にはこの半分が後年度に負担がふえていくということでございますが、活用の趣旨につきましては御理解いただいております。

ふうに感じますので、内容につきましては影響としましてはそういう影響になります。

今の御質問の実質公債費比率への影響ということでは、これを活用することによりまして大体、繰出金については準元利償還金というようなとらえ方をされます。要は、繰出金も一般会計から見ますと借金のような要はとらえ方をされるということで、それが実質公債費比率のほうに反映されています。大体これが、以前ちょっと試算したんですけども、3億円で大体1ポイントということでございますので、例えば4億円を平準化債を活用しますと。

(「18が17という、1ということやね」と4番議員の声あり)

○水道部長(木下好弘君) そうです。18%に対して1ポイント引き下げ効果があるということでございますので、例えば2億円ですと0.6ポイントぐらいの引き下げ効果があるということで、先ほど総務部長が答弁いたしました、これを活用していくことによって、現在までのシミュレーションでは27年か26年かそのあたりに、3年間平均になりますので実質公債費比率のほうは、18%を切るあたりのラインが来るのではないかというような見通しの中で、今回、下水道会計のほうで平準化債の活用を提案しとるということでございますので、よろしくお願ひします。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 大体説明はわかったんです。結局、長引くことによって利息はちょっと、長引きますからその程度の3億円やったか、そういう影響が出てくると。しかしそれは交付税に算入もあるもんで半分というようなことになってくるということですが、私こういうやつも、これももらったときからよく読んで検討せないかんけど、なかなかそこまでいけずにどこかで説明があるやろうなと思つたもんですから、そういうことでここにも出てくるので、あ、これはちょっとお聞きしといて、大きな、毎年のことですから、影響もあるし、今のような形で公債費を適正化するのも、今の言われ方やと効果があるというふうに聞いたんです。今のお話は。そういうことで、それでいいのならそういうやり方もあるなということをお聞きしたわけですけども、こういうものの非常に大事なやつについては、やっぱりそういう時間をとって説明をしていただくというようなことも必要ではないかというようなことで、もちろん僕が質問すればよかったですけども、そこまでこの問題が、まだこれ研究段階やというように私思つてましたので、あつたんですが、ぜひそういった点については大事なことですので、今後ともそういう説明はいただきたいなというふうに思つてます。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは質疑を終結し、討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論があるようですので、原案に反対の諸君の討論を許可をいたします。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この前の予算委員会的时候にも特別委員会的时候にも申し上げましたので重ねては申し上げませんが、一つはやっぱり国保税の増額については、引き上げについては、やはり市民の方の大きな抵抗もあると。そして一方で、その財源をとということで、私は普通建設費等の検討をすべきだということに思っておるわけですが、そういった点でも考えていく必要があるし、今、公債費の問題でもありましたように、非常に郡上市の公債費は高いと、大きいということの危機感はやっぱり市民もともに感じておりますので、そのことについての積極的な取り組みというようなことで、今のお話では前向きにということにお聞きをしたんですけれども、私自身はこの公債費の計画を見て、またちょっとおくれるなというような気がしておりましたので、そういった点での取り組みを、そういうただ引き延ばすのではなしに、今の予算の中で検討をしていく必要があるというふうに私思っております。普通建設費がほかの市町村に比べてはるかに高いというこの内容については、郡上が非常に広いということや、皆さんのそういう要望もあるということとはわかっておりますけれども、しかし均衡ある郡上市の財政ということを考えると、市長は福祉も重視したいということで、それはあちこちに出ておるわけですが、一層のそういう検討が要るのではないかというようなことを思いますので、この予算については、こういう皆さんの検討をぜひともお願いしたいということで反対をさせていただきます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に賛成の諸君の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） 賛成の立場から討論を行います。

国保関係に関しましては、先ほどの議案質疑のときにありましたが、ああいった形で、だれしもが引き上げに関しては賛成するものではありませんし、そういった中の状況をかんがみても引き上げしなかったと、あるいは一般会計からもそういうふうにしたと、そういう状況を受けたときには、あえていたし方がないということになっておりますので、そういった面では賛成をしたいと思っておりますし、ただいま普通建設のこともありましたけども、やはり、確かにそういった面で事業費が大きいということは問題ではありましようけども、ただ、そういった市の現状といいますか状況の中に、学校建設のことも含めてそういった建設費を少なくするということはやはり今後、この地域がそういうことに頼らざるを得ない状況だということも踏まえて、僕はそのことに関しても賛成をしたいと思っておりますし、公債費のことにつきましても、やはりそういった31年を見据えたということでございますので、トータル的にそういったことを踏まえて賛成ということでお願いしたいと

思います。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決を行います。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第38号から議案第59号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程18、議案第38号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程39、議案第59号 平成23年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの22件を一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第59号までの22件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました22件は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただき、各委員長より順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会より報告を申し上げます。

3月4日の平成23年第2回郡上市議会定例会において付託されました予算議案12件につきまして、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第43号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ特別会計予算について。

市長公室長及び情報課長から、歳入・歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

委員から、通常家庭で使われる回線のスピードについて質問があり、フレッツ光は200メガビットパーセコというスピードであるが、現実的には30メガビットパーセコあれば十分だと思われるとの説明がありました。

ケーブルテレビ情報通信機器更新事業費2億6,000万円の財源内訳について質問があり、整備基金の1億6,903万7,000円、公営企業債の3,000万円、残りは一般財源であるとの説明がありました。

施設整備基金と今後の見通しについて質問があり、ケーブルテレビの基盤の整備には40億円要しており、基金の財源はテレビ利用者からの収益と行政利用による負担金がある。経営的にはテレビ料金を数年前に値上げしたことにより、安定しているとの説明がありました。

ケーブルテレビはお金を使い過ぎるのではないかという感じがする。どこかで自立することを考える必要があるのではないかととの質問があり、郡上ケーブルテレビが独立するには指定管理という方法があり検討はしているが、結論には至っていないとの説明がありました。

新しいケーブルテレビ情報通信機器更新事業の中で今後のサービスの向上について質問があり、通信スピードの向上とメールの容量の増加並びに固定IPアドレスを提供できるので、企業間のネットワークを構築しやすくなるとの説明がありました。

議会の生中継について質問があり、ネット中継ができる無料のサービスがインターネットで提供されており、無料で利用できるが、委員会名などのテロップやシナリオの準備と放送のためのスタッフも必要となるとの説明がありました。

番組制作業務委託の内容について質問があり、主に郡上トピックスと議会放送の制作を委託している。また委託先から1名が郡上ケーブルテレビに常駐して行政番組の編集や取材に当たっているとの説明がありました。

郡上ケーブルテレビの独自での番組制作について質問があり、市としては行政情報番組に力を入れており、昨年は72本を制作したとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第44号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

財務課長から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、駐車場の歳出における繰出金について質問があり、自動ゲート機器のリースが再リースになり安価になっているため、歳入の一部を一般会計に繰り入れることができるとの説明がありました。

愛宕駐車場と日吉駐車場の収入金額について質問があり、愛宕駐車場の使用料は90万8,000円、日吉駐車場は216万である。愛宕駐車場は平日の無料開放と土日に文化センターで行事がある場合にも無料開放しているので、収入が上がらないとの説明がありました。

ゲートの自動改札機械の保守点検委託料について質問があり、日吉駐車場は年間44万1,000円で愛宕駐車場は年間15万7,000円となる見込みであり、愛宕駐車場は稼働日数が少ないため安くなっているとの説明がありました。

業務委託の内容について質問があり、日吉駐車場は産業振興公社に全面委託しており、トラブルがあった場合は産業振興公社に連絡して対応している。愛宕駐車場は直営で管理しているが、休日で文化センターの行事がない場合の前日の夜については、ゲートの締め切り業務を委託している。

また、トラブルがあった場合の対応については、4,000円で来てもらっているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第47号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてであります。

この報告に二、三カ所の誤字脱字がありましたので、報告を読み上げながら訂正をさせていただきますのでお願いいたします。

市長公室長から、歳入・歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

委員から、沿線自治体の負担金と基金の使用について質問があり、第2基金、第3基金については果実運用になっているとの説明がありました。

長良川鉄道で行っているイベントについて質問があり、4月以降連続してレールアンドウォーキングというイベント列車を組むことにしている。できるだけ郡上市内北部に目標を定めて探訪してもらえるコースをつくっていききたい。新たな収入源を得るためのイベントとして奥美濃めぐみキジ料理など食に関するもの、白山文化や薪能など文化に関するもの、鍾乳洞や郡上八幡散策など観光に関するもの、徹夜踊りや城下町花火などイベントに関するものなどがあり、子宝の湯クーポンなどクーポン券を使ったものや一日フリーキップ、お座敷列車などさまざまな企画をしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第49号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所 産業建設課長から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、平成23年度の事業量について質問があり、平成22年度は希望分をすべて計上していたが、平成23年度は森林総合研究所との協議の中で、平成22年度の続きの一部分を予算化してあるとの説明がありました。

森林総合研究所との事業について質問があり、岐阜市の森林開発公団があったところに森林総合研究所があり、大和財産区と森林総合研究所が契約を行う二者契約と、この二者の間に森林組合が入る三者契約とがある。二者契約では利益が出た場合二者で分け、予算も財産区会計を通るようになっているが、三者契約では森林組合が森林総合研究所と契約して作業計画などを立てて行うものであり、財産区の予算に出ないとの説明がありました。

預金利子の扱いについて質問があり、法的にも財産区の歳計現金は市で預かるのが本筋であるが、現在、管理会で通帳を持っているところと振興事務所が預かっているところと市の会計で預かっている三つのやり方になっている。市が預かっているところは他の特別会計と同様に一つの口座で管理しており、一般会計に利子が入るが、管理会や振興事務所を通帳管理している財産区は貯金利子が財産区収入となるとの説明がありました。

森林保険料について質問があり、火災や雪害などがあつた場合に保険を掛けておくと保険金が出る。山菜などがとれるため、たばこなどによる火事の心配があるところで、木が大きくなって価値がある山林2カ所に掛けているとの説明がありました。

予備費について質問があり、二者契約については委託料を組んでいないと支出ができないため、森林総合研究所から急遽事業が入る場合、予備費を委託料にすぐに充てられるようにしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第50号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所 担当課長補佐から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、管理会の委員報酬について、管理費と一般管理費とに予算化してあることについて質問があり、管理会費の報酬については通常の役員会報酬であり、一般管理費は山の管理視察の報酬であるとの説明がありました。

一般管理経費での報酬額について質問があり、1日1人6,000円であるとの説明がありました。

白鳥財産区の造林事業の進捗について質問があり、森林総合研究所との協議の中で事業量を決めているが、新植については補助事業で行うことは難しいので、間伐事業を要望している。全体の事業がおくれないように進めているとの説明がありました。

また委員から、財産区の山の管理が森林総合研究所によって行われているが、今後も財産区を管理していく上でいつまでも任せられるのかという心配がある。財産区として共同で管理維持をしてきた歴史がある中で、今後も自分たちの山は自分たちで管理し守ろうという気持ちがないと山は荒れていき災害も起きるようになってしまう。自分たちで維持管理をして財産が十分維持できる仕組みづくりにも知恵を出していただきたいとの要望がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第51号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所 担当課長補佐から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

特段の質疑がなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第52号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所 担当課長補佐から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

特段の質疑がなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第53号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所 担当課長補佐から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、石徹白財産区の面積について質問があり、公表している面積としては4,311ヘクタールとしているが確定できるものがない。分収造林を行っているところは一部確定できるが、航空写

真でも筆界や字界が不明なため正確な計測ができないとの説明がありました。

一般管理費の90万円の負担金について質問があり、造林推進協議会から事業を行った分により均等割と面積割で負担金を求められており、福井県と岐阜県の事務所の分として31万円計上している。ほかに職員研修費用に負担金として59万円を予算化しているとの説明がありました。

造林の事業委託について質問があり、石徹白財産区は森林組合への事業委託ではなく、石徹白の中で林業に携わる方の作業班に事業を委託しており、石徹白地内の雇用の場として財産区が事業所のような形態をとっているとの説明がありました。

原材料費の中の獣害防除薬剤等の内容について質問があり、新しく植えた苗をウサギ等に食べられないように忌避剤をまくことと、クマが成木した木の皮をむかないようにくいを打ってロープを張ったりしている。忌避剤は効果があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第54号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、作業路開設事業について質問があり、森林組合による国庫補助事業であり、森林組合が補助金申請をして足りない分を財産区が負担している。総事業費1,900万円のうち財産区の負担金が290万円で、差額の1,610万円が補助金収入になるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第55号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、財産区基金の額について質問があり、定期預金が1,199万2,000円と国債が3,000万円あるとの説明がありました。

委員から、次回から基金の額のわかるものを添付してほしいとの要望がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第56号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、区域内有害鳥獣監視捕獲業務の内容について質問があり、明宝地域内を大谷・寒水・気良と二間手・畑佐・奥住と小川の三つの地域に分け、それぞれの財産区の林地を9人の猟友会の方に三つの地区を1カ月に3日くらい巡回して、捕獲対象になる動物を捕獲したり、状況を報告していただいているとの説明がありました。

一般会計繰出金の中の林道維持管理業務について質問があり、地域内に造林地を持ち一般の林道と接続している13路線の草刈りや簡単な路面整備等を1キロメートル2万5,000円で行っているとの説明がありました。

里山環境整備事業の事業箇所について質問があり、獣害等に対応するための景観整備であり、里山等と住家の境がなく自分で木が切れないところを申し込んでいただき伐採するとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第57号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、基金利子の収入について質問があり、国債10年ものが3,800万円、短期2年ものが4,200万円あり、これらの基金利子があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

3月4日開催の平成23年第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました予算関係4件について、3月10日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第39号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

水道部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

水道使用料の滞納状況について質問があり、平成21年度の決算時であるが、滞納累計額は約630万円で、現年度分の収納率は99.1%との説明がありました。

統合整備計画の承認について質問があり、平成19年度に厚生労働大臣へ統合計画を申請し承認を得ているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第40号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

水道部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

マンホールポンプの管理委託経費の増減について質問があり、積算の中に人件費を使用しているが、その基本単価が下がったことにより全体額が減っている。また、美並町大矢地区など供用開始により新規ポンプの稼働がありふえた地区もあるとの説明がありました。

水質検査の委託方法について質問があり、水道・下水道ごとに一括で入札を行い、それぞれ1社と契約している。項目ごとの単価に予定回数を乗じた額を集計し、最低価格業者を落札者としているとの説明がありました。

下水道の古い管路と耐震性について質問があり、昭和63年度に認可を得て整備した高鷲ひるがの地区が一番古い管路である。耐震性については、阪神大震災後の耐震設計の見直しがあり、平成11年度以降の施設については耐震性がある。管路についても耐震性にすぐれたものを採用しているが、平成11年度以前についてはコンクリート管とマンホールとのつなぎ手部分について、一部耐震性のない箇所があるとの説明がありました。

平準化債について、以前から利用できたはずだが、なぜこの時期となったか。また、昨年度実施した下水道料金統一より先にできなかったのかとの質問があり、昨年度協議した料金統一については、汚水処理原価の維持管理費単価となる約182円を目標に検討したものであり、資本費単価は加味していない。平準化債は資本費単価に充当するものであることから、料金統一には影響しない。また、この時期に平準化債を活用することとなった理由は、以前より検討を行っていたが、結果として借金の先送りになるため財政と協議を重ねてきた。しかし合併特例の対象となる10年が近づいてきたこと、また平成23年度の財政状況を勘案して、活用の基本的な考え方を整理する中で、平成23年度からの適用に踏み切ったとの説明がありました。

利子補給制度の利用状況について質問があり、供用開始後3年以内が適用期間となっており、今年度は1件の申し込みがあったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第45号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

残り8区画の売却が進んでいないようだが、売却のプロである宅地建物取引業者に依頼したほうがよいのではないかと質問があり、以前にも指摘があり民間業者に話を進めたが、業者自身が所有している物件だけでも難しいとの話があり、依頼すると手数料がかかることなどから、現段階では市で進めていくとの説明がありました。また、美並村当時は返済に売却益と村の負担分が計上してあった。郡上市になったときにたくさん売却ができ、市の負担が少なくなった。現在は計画内におさまっているが、今後の状況では、指摘も含めて計画の見直しが必要になるとの説明がありました。

売却するために入札方式で公募したらどうかとの質問があり、現段階では、当初計画に沿った考えの中で進めたい。この事業は売却するだけでなく、家を建てて住んでもらうことが目的として考えているとの説明がありました。

ことしのチラシの折り込み先について質問があり、下呂市と美濃市を予定しているとの説明がありました。

残り8区画の売却について、早急に完売するように要望がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第58号 平成23年度郡上市水道事業会計予算について。

水道部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

水道への接続件数が八幡4,270戸に対し、白鳥1,820戸となっているが、使用料金に倍以上の差がない。1戸当たりの使用量が違うのかと質問があり、2使用月で1戸当たりの使用量が八幡は約42立米、白鳥は約67立米であり、白鳥の使用水量が多い。八幡は井戸水等の別水源を所有している家庭が多いことが原因と考えられるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上、報告をいたします。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

3月4日の平成23年第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました予算議案6件について、3月10日、11日、14日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

議案第38号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、医療費通知を年6回から2回にすることでコスト削減になるのではとの質問があり、年6回行うことが特別調整交付金をもらえる条件となっている。しかし、ここ3年間はこの要件が反映されていないので、県に確認しながら改める方向で検討したいとの説明がありました。

総合保健事業の職員給与費に保健師等4名分が計上されているが、和良保健福祉総合施設保健指導事業にも別途保健師の委託料が計上されている。これは別の保健師を頼むものかとの質問があり、職員給与費の保健師は市の正職員として各施設に勤務し、保健事業に従事している。和良保健福祉総合施設保健指導事業における保健師は、健康管理事業のスタッフとして一時的に応援を求める一般の方の経費を見ているものとの説明がありました。

コンビニ収納は市内のコンビニならどこでもよいか。また、その手数料についての質問があり、市内のコンビニならどこでも納めることができる。また、取扱手数料は1件58円であるとの説明がありました。

直営診療施設勘定。健康福祉部長及び郡上市地域医療センター事務長から、国民健康保険特別会計のうち、直営診療施設勘定の歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、公債費の償還完了は何年であるかとの質問があり、和良診療所は平成50年、高鷲診療所は平成28年で終了するとの説明がありました。

平成20年度と平成21年度を比較すると、患者数が減少しているが、その要因はとの質問があり、高鷲診療所は診療時間数を減少したためである。和良診療所・歯科診療所は平成19年度に病院から診療所に移行したことが影響したとの説明がありました。

和良診療所の収入で郡上市民病院からの特定健診報酬費はどこに入ってくるのかとの質問があり、外来収入の中の諸検査収入に入るとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第41号 平成23年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長及び高齢福祉課長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、社協職員負担金とあるが、社会福祉協議会から何名出向されているのかとの質問があり、包括支援センターに主任ケアマネジャー1名、社会福祉士1名の計2名であるとの説明がありました。

高額介護サービス費や同予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、同予防サービス費について質問があり、高額介護サービス費と同予防サービス費は1カ月の利用者負担額がそれぞれ所得に応じて決められており、その決められた基準額を超過した額を払い戻すものである。参考に、非課税世帯で合計所得金額が80万円を超過する場合は2万4,600円が負担上限額である。高額医療合算介護サービス費と同予防サービス費も所得に応じて限度額が決められており、1年間で医療と介護の負担額の合計が限度額を超過したとき、医療費と介護費を按分して介護費分を払い戻すものであるとの説明がありました。

高額介護サービス貸付事業について質問があり、これまで貸し付けた実績はないが、介護サービス利用料が高額となり支払いが困難となった方に対して無利子で貸し付ける事業である。償還期間は90日以内であるとの説明がありました。

成年後見制度利用支援事業で、包括支援センターで行うのかとの質問があり、包括支援センターでは、主に高齢者の成年後見人の相談にのっており、後見人制度の説明や後見人の紹介等を行っているとの説明がありました。

介護給付費が5.5%伸びたとの説明であったが、これまでも同様の伸び率であるかとの質問があり、毎年5%前後で伸びており、制度改正等により伸び率が高くなった年もあるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第42号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

健康福祉部長及び郡上偕楽園園長、国保白鳥病院事務局長、郡上地域医療センター事務局長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第46号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育総務課長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、申請期間について質問があり、一時金貸付は入学前の貸し付けであるため申請書は入学前に随時受け付けている。月額貸付は入学後の貸し付けとなるので、入学後の申請となっている。4月下旬までの受け付けで、5月に審査し、6月から貸し付けるとの説明がありました。

償還期間について質問があり、卒業後の半年後から償還が始まり、期間は条例で15年以内と定めているが、本特別会計の基金運営費内で次の学生に貸し付けが行えるように貸付期間の倍の期間での償還をお願いしているとの説明がありました。

4月末の申請で6月に貸し付けるということであるが、4、5月分はどうなるのかとの質問があり、貸付金の振り込みは3カ月ごとの年4回で、4月から6月分までをまとめて振り込んでいるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第48号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、徴収費の収納管理業務の委託先について質問があり、岐阜市にある財団法人岐阜県市町村行政情報センターに委託しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第59号 平成23年度郡上市病院事業等会計予算について。

郡上市市民病院事務局長と国保白鳥病院事務局長から、両病院における業務予定量、収益的収支、資本的収支等の予算について説明を受けました。

委員から、国保白鳥病院には医療従事者就学資金貸付はないのかとの質問があり、国保白鳥病院へ申請があった場合でも、窓口は郡上市市民病院で対応しているとの説明がありました。

夜勤の看護師の子どもを預かる制度は設けているかとの質問があり、看護師が安心して勤務できるように設けたいと思う。しかし、24時間2名以上の保育士を常勤させなければならないことから、現状では人材の確保、経費的面もあり難しいとの説明がありました。

夜勤はどのくらいの頻度であるのかとの質問があり、夜勤は月に72時間以内と決まっており、週に1回程度であるとの説明がありました。

郡上市市民病院に脳神経外科を設置できないかとの質問があり、救急医療の中で脳と心臓は発症からの時間が重要であり、すべての脳疾患を院内で対応すると新たな設備が必要であり、医師も複数必要となる。現状では岐阜大学にドクターヘリが導入されたということもあり、専門の医師が1人でも確保できれば初期の対応はとれると考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 3 常任委員長さんには御苦労さまでございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時10分を予定をいたします。

（午後 1時58分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第38号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 38号の委員長報告の中に、7ページですけど、「ここ3年間はこの要件が反映されていないので、県に確認しながら改める方向で検討したい」ということは、ちょっと説明を求めるんですが、3年間ない、そういうことになっておるけどもないということは今改めて引き継がれたのか、それともその時点でもう既に向こうに県にしてあるのかなのか。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 医療費の通知に関しましては、二面があると思うんです。要は丁寧にその方に、この程度のあなたは医療費がかかっておるんですということをお知らせするという一方ではある面があるわけです。そのことによって、医療費が私はこれだけかかっておるというようなこと、6回やることによって詳しくやるということですが、ここに出てきておりますのは、いわゆる特別調整交付金という中で、そういう事務経費についてその分が含まれておるとというのが基本的な考え方でありまして。しかしながら、いろいろ国保の会計を見ておりますと、どうもその辺についてはしっかり反映がされとらんのではないかというふうに我々が今思っておることでもありますから、その辺について県のほうに確認をしながら、もし交付金が収入として入ってきるといふふうにみなさなければその経費は一般財源で持つという形になります。ただし、6回やることを2回やることによってその効果があるかどうかということも検証はしてみる必要はあるということで、この辺につきましての検討というのは両面の検討というふうに思っておりますので、財政面では大変国保が苦しいものですから、そういう御意見を議員の方からもいただいておりますけども、両面はあろうと思っておりますので、含めて検討したいということでもありますので、よろしくお願

いたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に反対の諸君の討論を許可いたします。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 4番 野田です。何度もになって大変なんでしょうし、聞かれる方も大変やと思いますが、詳しくは言いません。趣旨は申し上げたとおり非常に高いと、何とかしてほしいという思いでこの国民健康保険会計については反対をいたします。ぜひとも皆さんの御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 原案に賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、なしということでよろしいですか。

ほかには討論がありませんので、採決をいたします。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。賛成多数と認め、よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第39号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 一つお願いします。ここを初めほかのところもあるんですけども、委託料が結構いろいろあちこちにあります。それで私たちはなかなかこの委託料の中身はよくわかりませんし、よく調べると努力されてだんだん安くなっているところもあります。それは努力なのかまた違う事情かわかりませんが、そんなことで、ちょっとこの委託料の一覧のようなものはないかしらんとお願いをしてみました。そしたらまだ、やっぱり来年度はまだ予算やもんで、もちろんどこへ発注なんてことも書けないし、というようなことはもちろんわかったわけですけども、去年はどうか、21年度のこの決算では1,000万円以上は出とるんです。これ見ますと多少は参考になるけど、実はもう少し詳しいやつが欲しいなというのを思ったんです。そういう点で、こういう資料を出すのは無理なのか、出せるのか、出せば後で結構ですので、きょうでなくてもあしたでもなくても、ぜひそういうものを出していただきたいもんで、その辺の御返答をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 質問の内容が非常に、水道部長さんがお答えいただいたほうがいいと思いますので、部長さんのほうから御答弁をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） 今の御質問は恐らく簡易水道事業の特別会計だけでなく、予算全体に係る委託料というような御質問かと思っておりますので、財政担当の総務部長のほうから説明をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 今お話ありましたように決算の折には1,000万円以上ということで内容がわかるようにしてございますが、次年度に向けてその辺の説明させていただく資料として、額のどのあたりからということもありますので、検討させていただき、よりそういう内容のわかるものを御提示したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。委員長報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第40号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計予算について議題とします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なし認め、討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を省略し、採決をいたします。委員長報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第41号 平成23年度郡上市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 一つお願いします。

介護保険については、いろいろ問題もあるということで、新聞紙上も指摘されておりますし、最近では要介護の方と支援、予防のほうがかかなり軽視されとるのではないかというような指摘があります。私もそういう点で心配しとるんですが、この一覧の中の68ページ、2の1の9、居宅介護サービス計画給付費が1億7,000万円ほどありまして、これは前年度よりも少しふえております、2,500万円ほど。そのすぐ下のところに今度は介護予防サービス給付費なんですけど、これも1億3,000万円ほどですが、こちらは今度逆に2,300万円ほど減っております。それは僕が今指摘したような心配が反映されておるのか、これ具体的な何か郡上独自の事情があるとか、そういうことがあればお聞きしたいと思いますが、その辺のことについては委員会で話されたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいまの質問は要支援の方と要介護の方の人数の変動と申しますか、そういうお話が大きな話だというふうに思いますが、ただいまお話がありました居宅介護サービス計画給付費というのは、これはケアプランを作成するときの経費であります。この場合は、いわゆる居宅介護と書いてございますので、いわゆる介護のほうの要支援でなくて重たいほうの方であります。これがふえとると申すことは、要介護認定の方がふえとると申すふうに理解をしていただきたいと思っております。

それで、22年度が約1万714件でございました。それで、来年度は1万2,047件というふうで実績を見込んでおると申すことは、介護度は上がると申すふうに御理解をしていただきたいというふうに思います。

下と申しますか、そのもう一つが介護予防サービスの給付でありますけど、予防でありますから、要支援の方のこれは在宅サービスの経費であります。要は、要支援の方よりも郡上市の場合は要介護度が上がって、要介護の方がふえとるから、逆に言うと、人口はそんなにふえておりませんよね。ですから、要は、要支援よりも介護度が上がった、だから要支援のほうのサービスが減り、逆に介護のほうのプランもふえて、恐らく介護のほうのサービスもふえてると、こういう実態でありますので、郡上市だけがその特徴というよりも、介護の給付のほうはいろんな制度改正もございましたけれども、しっかり調査をさせていただいて、必ずしも介護度を低くしとると申すということではないというふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 実態がこういうことで、特に介護を必要とする人がふえておるということで、ますます介護保険というのは大事になっておるというふうに思うんですけども、その前の認定のところで実は切り捨てられるというか、要支援の方が減らされておると、実際はそこはちょいちょい聞きますので、今までできたのにできんようになったぞと聞きますので、そういうことはないかということが心配なので、その辺について今はそうではないような言われ方ですけど、認定に際しても、確かに僕は数が変わってきとると思うんです。そういった点で、認定によって振り分けられて、本来なら要介護であるべき人が要支援になっているというようなことがあってはいけませんので、そういった点についてお聞きをします。

○議長(池田喜八郎君) 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) 今のお話は、いわゆる要支援へ行く段階の方のお話ということでありますと、当時といたしますか、1年ぐらい前やったと思いますけども、介護認定の改正がありまして、その後そういう多分全国的に御意見があつて、再度見直しがあつたということと、それから仮に介護、例えば1の人が調査をしたら要支援になつたということがあつたというふうに仮定します。よくなればなるわけでありまして、本人さんの気持ちの中では状態そう変わらんのにどうしたと、こういうようなことがあつた場合は、御本人からうちのほうの調査員が電話をさせていただいて、もとの介護度に変更できますよというようなことでの御指導はさせていただきまして、御本人さんの意向に沿つた形での変更といたしますか、それはさせていただいております。

それで、意図的に今のような形で、意図的と言うと、ちょっと語弊がありますが、その制度の中で要支援にならずに介護度がつかんというようなことは極めて少ない例やというふうにしておりますけども、その方の実感的なところで、何といたしますか、余り状態、私は変わつたらんわというふうなことをおっしゃる方も見えますけども、冷静な目で見ると、実は少し状態がよくなって、介護度のほうが、いわゆるよくなるんですよ。肉体的にはよくなるということも実質的にはあるかと思いますが、もし仮にそういうことがありましたら、それはまた問題でありますので、また個別の事例にもなつてくると思いますので、また教えていただいて、さらにもしあれば調査をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 4番 野田です。介護保険については、制度的なそういうまだまだ予算もありまして、十分できていないところはあるというふうには私は思っておりますし、郡上だけが問題で

はないというふうにも思っています。

しかし、今年度に向けても施設の増築、増設とか、そういう努力もされておりますので、大変そういう点はありがたいというふうに思います。

しかし、待機者の数を見たり、それから今言ったような意味での介護の認定制度の理由もあるんですね。今こちらではそういう場合には再度聞いて、大丈夫かというようなことのケアをしているというようなことで大変結構ですが、しかし、実際にはなかなかそういうことを受けていないし、そういうことよりも何でおれは下がったんやと言ってみえる人もあるものですから、できるだけそういうことをなくすような努力は一層必要であるというように思っています。

そして、この制度をもっともっと本当に今これからますます大事な制度になっていきますので、そういう点で一層よくしていただきたいという思いを込めて、この予算そのものに反対をさせていただきます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 15番 清水です。ただいま4番議員が前段で述べられているように、この介護保険制度がもしこれないとすると、大変なことに郡上市民の方たちはなると思っています。これは当初予算で、あくまでも想定をされておる数字ですので、現場においては今後いろんな点で調査もしていただきながら、今年度にふさわしい介護を受けられる人にとって不足のないような形でこの予算が私は執行されるということを確認しておりますので、野田先生の意見も最後はどれも賛成のような意見に聞き受けましたので、そういうことも踏まえながらやっていただけるものと思いますので、どうかこの予算については議員の皆様のご賛同を得たいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第42号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 申しわけありません。少し質問をさせていただきます。

これは、サービス事業についてはここで働く人が非常に大事だというように私は思っています。今回これ見ますと、臨時職員の数も去年に比べて大分9人ぐらいふえとるんですか、そういうふうになっておりますが、共済ですからどの程度になるかわかりませんが、ここでは共済の数としては52万9,000円増ということで余りふえておりませんし、その下の賃金などを見ますと、ここに出ておる人数、これは郡上偕楽園32人、白鳥15人、和良8人と書いてありますが、ちょっと割ってみますと、これだけで割ってはどうかと思いましたが、平均して20万円そこそこという20万円以下のところもありますし、それでかなり仕事も大変だし、厳しい職場であるというふうには聞いておりますので、この職の賃金、あるいは報酬については大変えらいんじゃないかしらんと思っておりますけれども、頑張ってやっていただいておりますということじゃないかと思っておりますが、この件についてどういうふうにとらえてみえるかお聞きをします。

○議長（池田喜八郎君） 牛丸郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（牛丸寛司君） 日々雇用の関係の賃金でございますけど、賃金体系につきましては郡上市全般の市の日々雇用の賃金体系で行っております。単価的なことなんですけど、ほかの施設、郡上にいろいろありますけど、そこと比べましても必ずしも低いという状態でございますので、むしろ中ではいいんじゃないかというふうを考えております。

ただ、仕事の配膳とかおトイレとか、不規則な状況がございますので、なるべくいい方法とか、十分働ける状況でこれから勤務体系とかも考えていきたいなというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 雇用の場といいますか、そういうことでも非常に大事ですし、今後は一層拡大するといいますか、そしてそこで働く人たちが安心して働ける、喜んで働けるようにしていくことが大事だと思いますし、郡上の雇用の場としてももっと拡大して、十分やっていけるような形にしていくことが大事だというふうに私は思いますので、そういった点での要望を含めて質問をさせていただきます。今後ともこれは困難なことはようわかっております。この事情の中でね。

けれども、せっかく去年も政府から基金でしたか、雇用対策の3%というようなことが出ておりましたけれども、何とかしていろいろ努力をしながら、そういう点で本当に安心して働けるようにしていただきたいなという要望もつけ加えさせていただきます。

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第43号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 12番 武藤です。このケーブル事業特別会計予算につきまして、この収入のほうなんですけれども、たしかケーブルテレビには広告放送といったものがあって、例えば企業からの広告ができるところがあると思うんですけども、その収入をどれくらい見込んでみえるのか、その項目は多分雑入に入っているのかなと思いますけども、どれくらい見ているのか御質問させていただきます。

○議長(池田喜八郎君) 田中市長公室長。

○市長公室長(田中義久君) 済みません。ちょっと遅くなりまして失礼しました。広告放送といたしまして75万円計上させていただいております。内訳は1万5,000円掛ける50種ということで、75万円でございます。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 75万円ということですけども、これは多いか少ないかわかりませんが、最近私もINGを通じてですけども、ケーブルテレビを見ることができるようになりまして見とるんですけども、同じ画面が長く続くんですね。全然画面が変わらなくて、果たしてこんなことで皆さんが見ていただくのか、ほかのテレビ局でしたら、例えば視聴率の問題とかであると思うんですけども、先ほど委員長報告にもありましたように、行政情報番組に力を入れており、去年は72本を制作したとの説明がありましたとあります。なぜ制作するのかといたら見てもらうためにつくるのであって、見てもらえんやつをつくってもしゃあないんですね。非常に郡上ケーブルの行政情報番組を見ておりますと、とてもずっと見とれるような状態でないということが私思います。非常に同じ画面が20秒、30秒、下手すると、時々1分以上変わらないときもありまして、見とるのに非常に苦痛になるときもありますので、どうかもう少し工夫をしていただいて、今風の言葉で言えば、必ず伝える力を持って番組をつくっていただいて、できればINGはパワーポイントを使って画面が変わっていきますけれども、郡上ケーブルのほうは全く一つの画面を、同じ画面が何10秒も続くということです。

それから、もう一つは、いろいろな部のほうで画面を工夫してみえるんですけども、字が物すごく細かいんですね。いろんなことが入っている。僕は思うんですけども、見出しだけでいいと思うんですよ。あとは詳細はお問い合わせくださいとか、例えば情報誌を見てくださいとかでいいと思うんですけども、一つの画面にいろんなことを入れ過ぎてしまって、非常に見づらい、読みづらい、そういうことがあります。できれば本当に行政情報番組が皆さんに見ていただけるような番組になっていただきたいと思いますので、いま一度本当に工夫していただいて、これから郡上ケーブルを上手に利用していただいて、郡上市の行政の情報がうまく民間に伝わるようにしていただきたいと思いますので、その点ぜひとも工夫をいただきたいと思って要望させていただきます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 15番。ちょっと発言の癖がつかまりましたので、済みません。ちょっと記憶にないんですけど、ケーブルテレビの受信放送のネットワークで、岐阜県が廃止をすると、そういうものと言ったやつがどうもまた各町村の要望が強くて、そのシステムをもう一遍構築し直すというようなことがちょっと新聞で見たような気がするんですが、県は廃止するんだから、郡上市は脱退するんやと、それからというようなことをちょっと聞いたような気がするんですけど、この予算とはちょっと直接関係ないんですが、今後の行き方の中で、その辺は情報としてどういうふう最終的になったのか、御指導を賜りたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 今の御指摘のような経緯があったわけですが、現状において最終的に今要望段階で相当いろんなやりとりがありましたので、ちょっと確認してすぐ御報告をさせていただきます。

それで、郡上市におきましては例の多チャンネルの関係がありまして、その多チャンネル関係の業者のネットワークを使わせていただくということで、そちらの主回線のほうをバックアップ回線として使うということで手配をさせていただくようにしております。

ただ、いろいろな行政情報センターとの通信関係とか、そういうもので使ってきておりますので、そこにおいての有料使用ということで、その回線が維持されるというふうな話でした。ちょっと詳細につきましてすぐ御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

（「ちょっと関連で一つだけ調べてもらって」と15番議員の声あり）

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 15番。たしかそのときそれを使うよりは、今現在使おうとしている会社の

ほうが安く上がるので、市民にとってもサービスのボリュームも多くなるというふうなことで説明を受けたもので、そちらのほうで選択して、郡上市の選択肢が正解であるということかどうか、そこら辺が知りたいだけなものですから、それを含めてお願いします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、後から。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） これもまた若干予算とは離れておるかもしれませんが、住民サービスという点で、どのような方法でやってみえるのかという点をお伺いしたいと思うんですが、これ下でいただいてきたんですが、地上デジタル放送の受信ということで、市町村民税非課税世帯へのサービスということで、これは無料でチューナーを貸与するというような事業で、国の事業なんですけれども、この辺の何と申しますか、PRについてどのような方法でやってみえるのか、せっかくのこういう事業がございまして、しかもこれ市の財政使わずに住民サービスができるとなると、大いにこういうことはPRしてやったほうが良いと思うんですけれども、この辺についてはどのような方法がとられているかお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 一つは、インターネットという方法で掲載をしておりますし、それから広報、ケーブルテレビ、こういうもので周知をさせていただくということにしてきておるわけです。

それから、この7月へ向けまして2カ月間ほどデジサポの一つの啓発コーナーを市役所に設置しますけれども、これ常時人がいるわけじゃなくてですが、そういうところにおいてそういう御家庭に対する支援制度についてはより広く周知させていただくと、この2カ月間、4月の半ばからだったと思いますけれども、そういうことしております。

ただ、非課税世帯であると同時に、NHKの受信料をお支払いになっておるとか、三、四つの条件がありましたので、それに合致してということにはなりません。いずれにしても、周知を図らせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（「はい」と14番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第44号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第45号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 7番 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) 委員長報告の中に、これは委員会とやや違うことが載っておるような気がするんですが、申しわけない。答弁のほうですけど、民間の業者に依頼をして売るところは、やるということではなかったかな。これやらんということ。

○議長(池田喜八郎君) 委員長答弁よろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 私は委員長として、これは現段階ではまだ郡上市のほうで進めるのであって、民間にはお願いしないというふうにお聞きしたんですが、そのようにまとめさせていただきました。もし間違いがあるようでしたら部長さんのほうから、また詳細にわたっては説明いただきたいと思います。

○議長(池田喜八郎君) 井上建設部長。

○建設部長(井上保彦君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員会で申し上げたのは、ここにも書いてございますように、以前指摘がありまして、宅建業者等に依頼をしたらどうかという御指摘があったものですから、依頼はしたんですけども、ここに書

いてあるとおり、自前の土地、物件等があつてなかなか難しいということであつたということがここに書いてございますし、この後についてはそういった意見も踏まえながら今後検討していきたいということで申し上げております。その下の部分がここには書いてないものですから、以上です。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よつて、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第46号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よつて、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第47号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よつて、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第48号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第49号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第50号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第51号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第52号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第53号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 15番 清水です。この10ページの報告の中で、上から5行目に面積の確定のことですけれども、航空写真でも筆境や字界が不明なため、正確な計測ができないとの説明がありましたということですが、大体森林簿というものが山の場合には存在して、それは100%ではない7割から7割5歩という正確的には言われておりますが、航空写真から判定して面積を出すというふうなものがどの地域にもあるわけですし、台帳としてあるわけですが、このところはその辺のところは全くないのかそれはあるのか、ちょっと確認だけさせていただきます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 当局からの説明をいただいたということですので、委員のほうではちょっとわかりかねるところでありますので、担当者の方から御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） ここでの不明といいますか、若干わかりかねるがというところですが、

森林簿の面積としてはあるわけなんです、現地がいわゆる非常に広いということがまず第一点ですし、それと抜けたりして、実際森林簿と現地との不整合といいますか、そういう場所もあるということでの何といいますか、森林簿そのものも全くイコールでないといいますか、という要素の含んだ地域、面積の部分があるということでの御説明をさせていただいたということでございます。一応の面積は把握しとるんですが、現地が急峻なところとか、何せ広大ですので、まるっきり何といいますか、そのものと一致とは言いがたいところもあるということでの不明な部分があるという説明になってございます。

(「はい、了解しました」と15番議員の声あり)

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第54号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第55号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計予算についてを議題といたします。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第56号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第57号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第58号 平成23年度郡上市水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。

○15番(清水敏夫君) 15番 清水です。ちょっとくだらない質問かもしれませんが、実はあそこの福島原発で、放射性のヨウ素といいますか、いろいろな遠いところで雨とか風向きとかで、かなりの遠いところまで測定をされたというようなテレビ放映をしております、港区のほう、青山のほうへは市のほうからも新聞に出ておりましたが、今、水は不足しておるということですが、郡上市の水は相当離れておるので、そう問題ではないかと思いますが、そういうふうなことを科学的分析を郡上の浄水場については近々やられる状況があるかどうかということをお聞きを

しておきたいと思えます。

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） お答えをいたします。

まず、このことにつきまして水質検査の項目が50項目ございますけれども、全項目検査というのがございますが、浄水と、それから原水は、また別途40項目かありますけれども、その検査項目の中には入っていないということで、常時は把握しておる数値ではございません。私どももこのことについてはどう数字を把握する体制になつたのかということで、ちょっと調べましたので、その状況を御報告をさせていただきます。

岐阜県の場合はインターネットに載っておりますが、各務原市が検査場所で載っております。これは文部科学省が調べましたら、各都道府県に委託をして調べておるといふようなことで、岐阜県の場合は各務原市の中に岐阜県健康科学センターという施設がございます。その中に岐阜県保健環境研究所というのがございますが、そこに今検査体制があるということで、岐阜県の場合はその数値が公表をされておると、あと近県ということで、ちょっと長野県の数値もホームページの状況を調べました。

そうしますと、数値的にはちょっと単位は複雑になりますので申しませんが、0.12に満たんような数字になっておるといふことございまして、まず対応するかどうかは近場の状況を見ながら対応するということになるかと思えますけれども、まずはこの仕組みとしまして今も公開をしておりますが、テレビ等で今ポイントを示されて数字を出しておりますが、まずこのことについては平成21年の8月5日付で、厚労省の水道課長通知というものがございまして、原子力発電所等の施設から半径が10キロ圏内ぐらいのところについて、まずは重点的にそういう検査の体制があるということでございますので、郡上市はこの間も支援対策本部の会議のときに市長から滋賀の敦賀原発がありますけれども、あそこから70キロから80キロぐらい離れておるといふようなことで、このことも研究をしてみよといふような指示がございましたけれども、そういう中でございまして、実際には原子力災害対策本部が情報を持っておりますものですから、そういう中で動かれるものというふうには現在は状況承知をしておるといふことございまして。ちなみに、各務原市の施設に電話をかけた、うちの水道水を持ち込んだときに検査をしてもらえるかという話をしましたけれども、ちょっとそういう体制はとっておらんといふことございまして。今のところ把握しとる情報はその程度でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（「はい、わかりました」と15番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この報告にも八幡と白鳥比べて、八幡のほうがちょっと人数が多い割に水道料金が低いんじゃないかというやつで、その理由は井戸水を使っておるのという理由だったんですけども、ちょっと私の思っていたのと、そんなことあるかなという感じがしたんですが、もしそういうことならば、井戸水がどの程度使われておるということをつかまれているのかどうか、この会計の決算見ますと、大分白鳥と八幡で、いろいろ当然歴史も違いますし、設備等も違うし、それから企業債もかなり違つとるので、財政構造といえますか、問題があるんじゃないかなというように見させていただきました。

そういった点で、一つは、今の二つの八幡と白鳥の差は井戸水なのかどうか、その辺はどの程度関与しておるのか、井戸水がということや、それからついでするので、これ読みますかぎりは余り出ておりませんので、経営の状態といえますか、これについてどういうふうにとらえてみえるかということは時々、去年でしたか、会計監査のほうの指摘もありましたので、そういった点できちんと見ていく必要があると、予算の段階では難しい面はあると思いますけども、市としてどうつかんで見えるか、お伺いをしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 御質問いただきましたが、これは当局の御説明を書いたことでありまして、井戸水につきましては詳細を把握しておりませんので、部長さんのほうで御答弁いただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） 委員長報告で整理してございますのは、今ここにありますような実際八幡と決算の状況で比較しましても約3割ぐらいの、有収水量ですけども、有収水量の差を1戸当たりで見ますと、3割ぐらいの差があるということでございます。具体的に内容を分析しとるかという、各家庭の井戸水については下水が全体を加入されておりますと、場合によってはできるかもしれないんですけど、ただ、下水につきましても下水に流すものはメーターをつけますが、流さんものはメーターつけませんものですから、そういうことで、実態はちょっと掌握はしかねますが、一つの客観的な見方として、このことが要因をしとるのではないかというような答弁をさせていただいたということでございますので、お願いをいたします。

それから、経営のことに関しましては大きな変動はございませんものですから、毎年やっとなるわけではございませんけども、先ほどの御指摘のとおりでございます。以前にも御指摘をいただきまして御回答をさせていただいたとおりの状況でございますので、詳しい数字は申しませんが、基本的には一般会計からの繰り入れをいただきながら何とかそれでも赤字を計上しながら、白鳥で

ございますけども、白鳥については動いておるといふことでございまして、大きなものは施設が新しいといふことで、減価償却費等が大きいといふことから3条のほうについては赤字が出るといふようなことでございますが、損失の解消ラインといたしましては、まずはそれから元利償還金も大きいといふことでございますので、この二つが順次経年で減っていきますものですから、そのころが損失の解消ラインになっていきまして、おおむね以前試算した状況、平成19年にちょっと試算をしておりますけども、大きく変動がないといふことで細かくやっておりますが、今の状況といたしましては大体白鳥浄水だけを考えますと、平成34年ぐらいに損失の解消ラインが出てくるといふことでございます。

ただ、ちょっとそのころと状況が今変わってきておりますのが、これも御案内させていただいておることでございますけども、国庫補助、18年度、19年度ですが、19年度の国庫補助の見直しによりまして、現在、上水が2施設と、それから簡水が57施設といふことで、現在持っておりますけども、郡上市はこれで上水道と、それから簡易水道等という言い方になりますが、簡易給水施設もございしますものですから、そういう中で、これを今後経営統合せんと、補助をせんといふようなことがございまして、これが委員長報告にも御指摘をいただいた郡上市はそういう経営統合の申請を出しとるのかといふような御質問がございまして、そこでお答えしとる部分でございますけども、これは厚労省の一応承認はいただいておりますので、現状といたしましては28年度までは補助対象になるといふことで、これもまだ今の方向的なことで、議会のほうにも今回資料提供をさせていただいておりますけども、今後経営統合をしていかなあかんといふ中で、全体で現状の上水、簡水を含めての経営計画、経営見通しを今後は立てていこうといふような状況でございますので、今の状況としてはそういう状況でございます。今御質問の白鳥の経営状況につきましては、従来御質問いただいた状況と体制的には変わったらんといふことでございますので、お願いします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 大体19年ですか、そのときの分析の方向でいくし、いけるというように見てみえるといふことだと思います。せつかくこのところで、下水の管渠の変えたのに合わせて八幡なんかでも随分変えたもので、僕も有収率が上がるんじゃないかと期待はしとるんですけど、どうも余りそういう方向がないものですから、そういう点については何とか経営がもっと健全になり、市民の皆さんにももうちょっと安う飲んでいただけるようになると、まだええというように私は思いますけれども、そういった点では、いろいろ新しくしたために企業債が入ってきて、その場合、結構な大きいあれですので、見せてもらうと、ちょっと一つだけ聞きますのは、八幡はちょっと後そんなに額はないうのですが、白鳥の場合は結構な額ですので、これはいつごろまでになっているかといふことを一つお聞きしたいと思います。そんだけお聞きします。

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） ちょっとお待ちください。予算書のほうに、ちょっと今ここでつかんでおります数字だけ申し上げさせていただきますけども、21年度末で上水会計トータルの年度末の現在高でございますけども、約17億ということでございます。白鳥につきましては、平成10年を境にした前後あたりで整備をしてきておりますものですから、償還期間が30年ということで、ちょっと今はっきりした数字は持っておりませんが、そうしますと、大体40年から45年あたりですか、その後に償還が終わってくるということになるかと思えます。

（「それは平成40年から45年」と4番議員の声あり）

○水道部長（木下好弘君） そうです。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第59号 平成23年度郡上市病院事業等会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第62号から議案第66号までについて（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程40、議案第62号 財産の無償譲渡について（牧集会所）から、日程44、議案第66号 財産の無償譲渡について（中西区民センター敷地）までの5件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第66号までの5件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました5件は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として報告をいただきます。

委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 11番 上田です。総務常任委員会より御報告申し上げます。

3月4日の平成23年第2回郡上市議会定例会において付託されましたその他議案5件について、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

なお、経過については主な内容を報告します。

議案第62号 財産の無償譲渡について（牧集会所）。議案第63号 財産の無償譲渡について（下古道地区多目的集会所）。議案第64号 財産の無償譲渡について（美並根村集会所）。議案第65号 財産の無償譲渡について（美並深戸転作技術研修センター）。

審査に当たり、議案第62号から議案65号までの4件は関連があるため、一括議題として説明を求め、総括質疑、一括して採決を行いました。

総務課長から、これまで自治会が使用していた施設を集会所として用途指定を明確化して地元自治会に無償譲渡する。議案第9号により郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例から削除する四つの施設であるとの説明がありました。

委員から、施設によっては大変古いものがあるが、耐震などの心配はないかとの質問があり、木造平屋であるので耐震診断は行っていない。これまでも自治会が使用してきた施設であり、修繕が必要な場合は、市補助金で地元対応していただくとの説明がありました。

また、瑕疵担保について質問があり、契約では一たん譲渡を受けたら返還しないという条件をもって譲渡を受けてもらうとの説明がありました。

無償譲渡することにより、市の財政上の削減効果はあるかとの質問があり、これまでも地元で管理を行っていたことから、譲渡に伴う市の経費削減効果は直接的にはないとの説明がありました。

譲渡してから10年間は集会所として利用するように限定してあるが、この後のことについても何

か定めてあるかとの質問があり、国の無償譲渡に関する基準を準用して10年間と定めた。自治会の自主性を尊重して余り制約期間を長くしていないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては4議案を一括して全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第66号 財産の無償譲渡について（中西区民センター敷地）。

総務課長から、中西区民センターの土地6筆の無償譲渡であり、地元が地縁団体の認可を受け、団体として土地所有ができることとなったので、市名義の土地の所有権移転を行うものとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第62号 財産の無償譲渡について（牧集会所）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第63号 財産の無償譲渡について（下古道地区多目的集会所）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第64号 財産の無償譲渡について（美並根村集会所）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第65号 財産の無償譲渡について(美並深戸転作技術研修センター)の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第66号 財産の無償譲渡について(中西区民センター敷地)の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は15分後ぐらいにちょっと予定をいたしておきます。

(午後 3時19分)

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時33分)

○議長(池田喜八郎君) 先ほどのケーブルテレビについての答弁でございますが、田中室長のほうからお答えをいただきます。田中市長公室長。

○市長公室長(田中義久君) 大変失礼いたしました。先ほどの清水議員からの御質問でございましたけども、先ほどの御質問と自分の答弁につきましては大体2月ぐらいの状況の話でありました。事は県が高速回線、スーパーハイウェイを平成、これは2012年ですから、24年度の末、平成25年に

廃止をするという表明を突然といいますか、前もっての御相談がなくて、去年の夏あったわけですが、これに対して市長会とか、町村会は相当反発をいたしまして、相当な要望活動といいますか、交渉をしてきた経緯がございます。

それが先ほどのところでございまして、この2月に出てきた一つの報道では廃止の撤回ということがありました。それらが先ほどの時点でありましたが、それ以降は市長会と町村会で検討会の代表団をつくりまして、県との交渉をされると。こういうふうになっておったわけですが、ちょっと今席を出まして、県の情報企画課に直接尋ねてまいりましたけども、結局2月、3月に2回、検討会を持たれたということですが、結果としては現時点では両方のまとまりができなかったと。

一番の問題は、期限が迫ってきておりまして、基盤の更新期で30億円程度の経費がかかるということに対する経費負担、通常の年間3億円程度の経費負担もあるわけですが、そういうものをじゃあ市町村で持つかと、こういうふうになってくるわけですから、そのところの交渉がまだ続いておるといふことのご様子です。

したがって、新年度、23年度に入りまして、そうした交渉をもう少しやりながら、平成24年度の末までには県としてはそうした方向へ向けていきたいと、このようなお話でございました。

それから、もう一つ、金額の関係ですけど、もうちょっと先ほどより細かく言いますと、県のスーパーハイウェイを主としてこれまで使ってきておるわけですが、それに対しまして、いわゆるバックアップ回線をKDD I でつないでおるといふことで、2系統持つておったわけでございます。これが他チャンネルを整備したことによりまして、今のCCNという回線を使うことができるということが一つでありまして、そうしますと、そちらを主にして、情報課長が言っていたのは、スーパーハイウェイがそういう状況だから、そちらを重にしていくというふうな取りかえをするということです。

そして、もう一点の利点は、たまたま県のスーパーハイウェイがCNC I というCCNの上位回線とポイントが同じなものですから、そこをつなぐコストも落ちるといふことございまして、都合で言いますと、新年度の予算、お認めをいただいたわけですが、インターネットの運営費が昨年対比877万円減額になってはいますが、このものがおおむね実はもう少し本当は他チャンネルで金額がのせておる面を含めてのことですから、差し引きで877万円の減額につながったところが予算書上も出ておるわけですが、そういうことでKDD I の回線を外すことができ、そのための諸経費とアクセスポイント、二つを一つにできたといふことで、減額をする効果があったと、こういうことですので、よろしく願いいたします。

(「はい、ありがとうございました」と15番議員の声あり)

○議長(池田喜八郎君) よろしいですか、はい。

◎請願第4号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） それでは、日程45、請願第4号 TPPの参加に反対する請願を議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 12番 武藤です。産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

昨年12月の定例議会におきまして継続審査となっておりました請願第4号について審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第4号 TPPの参加に反対する請願について。

さきの12月定例会において継続審査としており、審査を行いました。

委員会において、現在に至っても環太平洋経済連携協定（TPP）へ参加した場合、しなかった場合のメリット、デメリットの詳細な情報提供がないことから、慎重に対応するべきとの意見がありました。

審査の結果、請願第4号は本委員会としては全会一致で不採択することとし、改めて慎重な対応と十分な情報提供を求める意見書を提出することにいたしました。

上記のとおり報告いたします。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この報告には参加した場合に、あるいはしなかった場合のメリット、デメリットの詳細な情報提供がないというように書いてありますけれども、どのような情報を得る努力をされたのかお聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） お答えをいたします。

いろいろなところから情報を取り寄せまして、また国のほう、またインターネット等々で、環太平洋経済連携協定に参加した場合、また不参加の場合の情報収集をいたしましたが、国のほうも経済産業省が出しているもの、また農林水産省が出しているもの、それぞれの省庁が別々でありまして、それぞれの数字が出ております。我々としたしましては、こういった情報がまだまだ不足して

おります。

そんな中で、こういった結論を出させていただきました。もう少し政府からの情報提供がもうちょっと欲しいと、参加した場合、参加しなかった場合のメリット、デメリットをもう少し詳しく伝えてほしいということで、まだまだ情報が十分ではないという結論に達しましたので、御報告させていただきます。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 国は6月までと言っておりますので、恐らく正確な態度表明はできませんし、状況が状況ですし、そこへもってきて震災ということではなかなかないと思いますが、一方で新聞報道、あるいはいろんな団体からの資料は随分あります。私、この袋にこのぐらい、1センチぐらいあると思いますが、切り抜いたものでもあるんですが、もちろん私はこの条約、大変問題があるということで、そういう立場から調べておるので、賛成の立場からの資料は少ないです。

けれども、そういうことで資料たくさんありますし、皆さんの参考になることとして言えば、市町村議会でも1,000を超える議会が反対または慎重にという意見書を出しております。県の段階でも40というように聞いております。そういう状況ですので、これは非常に切実な問題、しかもあと先がありませんので、今ここで改めて慎重な対応と、それから情報提供と言つとると、もう6月になってしまいます。

それで、私は地域の声として、ぜひともこの議会で、大変問題があるということも皆さん御承知のとおりで、農水省でもああいう農業に対する影響は大きいし、ましてや食料自給率は必ず下がるであろうと言っておるし、それについてはいろいろ政府が言つとるけれども、何らはつきりと、じゃあこうすると、こうなるということは出ておらんという状況の中、しかもTPPというのが全世界で結ぶのではなしにわずか9カ国、今結んでおるそうですが。

○議長(池田喜八郎君) 野田議員、討論に入ってきている。質疑を。

○4番(野田龍雄君) 失礼しました。その質問に対して大変不満でしたので、ちょっとつい言い過ぎました。失礼しました。

○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を終結し、討論を行います。

それでは、委員長報告は原案不採択でありますので、原案に賛成の方の討論をお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 失礼いたしました。ついはやってしまい申しわけありません。先ほど言いま

したように、ちょっと繰り返して申しわけありませんが、多くの議会でもこれは採択して、国に対してもっと慎重にやれとか、これは今いかんと、やるべきでないという意見を出しております。

そして、その理由は、今の農業の影響はもちろんですが、そのほかの例えば保険であるとか医療であるとか、いろんなことについても関税撤廃によってアメリカのいろんな資本が入ってくるであろうということが心配されておりますし、消費者団体の皆さんも反対してみえます。

そして、これは今山場のところですので、何としてもこここのところで慎重にと言っていないで、慎重という人はもちろんあると思いますが、私は反対をして、そして政府もっとしっかりせよと、特に日本の食料自給率を40%から50%にしようとしておるのに、これではだめなんだという声を上げるべきであるというふうに私は思っておりますので、ぜひ皆さんの賛同を得て、この請願書が採択されるように求めたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に反対の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 1番 田中康久君。

○1番（田中康久君） 委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

TPPに対する国民、市民の多数の思いは、情報量の絶対的不足であると思います。確かに政府においては、請願書の前半部分にありますように、農水省の試算によれば、国内の農業生産額が約4兆円減少すると試算しておられます。

しかし、一方で内閣府はGDPが3兆円押し上げられる可能性があるとしており、また経済産業省は不参加の場合にはGDPが約10.5兆円減少するおそれがあると試算しております。つまり、一貫した判断基準を国民に示せているとは言えない状況にあります。

また、請願は紹介議員の方、みずからおっしゃいましたが、請願は農業分野に限定しておられまして、農業はTPP24分野あるうちの一分野であり、農業以外の分野にあつては、ほとんど国民への判断材料が提供されていないのが実情であります。そこで、議会としては、請願項目にあるような意見書を提出することは妥当ではないと考えます。

また、請願趣旨によれば、食料自給率と食料安全保障の問題に触れられております。この食料自給率はカロリーベースの自給率であります。カロリーベースの食糧自給率の向上は、必ずしも食料安保に直結しているとは言いきれません。

第1に、カロリー量の多い小麦、トウモロコシといった輸入品は、ほとんどが政情が安定している先進国から輸入しており、安全保障上のリスクが極めて低いと言えます。

第2に、リスク管理の観点から、代替可能性と必要性に着目せねばなりません。これらの輸入品は消費代替が容易なものばかりであり、また嗜好品に使われるものが主であります。

第3に、食料自給率の計算方式は、国内生産量+輸入量-輸出量分の国内生産量であり、大量の

食物が食品工場など廃棄されているものや食べ残しを含んでおらず、また農産物を販売していない自給農家や副業的農家の生産する農産物が含まれておりません。よって、正しい自給率を過小評価している面も否定できません。

第4に、世界的な食料需給の問題を取り上げておられますが、基本的にはグローバル化した現在において国際価格と国内価格が別個で上下することは原則ありません。食料安保は流通面の問題も大きく、石油の備蓄と対応して考えるべき問題であり、請願趣旨には疑問が残るところがあります。

つまり、請願趣旨の前半は一面的な見方である点、後半は論旨不十分であります。よって、そのまま、はい賛成と意見書を提出することはできません。確かに社会政策として、公共政策として、特に本市のような中山間地域の水田の保持、農業の多面的機能を維持していくことは必要であると思いますが、今議会としてすべきことは、政府に慎重な判断と全体的な情報提供、そして農業振興を含めた適切な対応を求めることと考えます。

したがって、請願には反対であり、委員長報告に賛成するものであります。議員各位の賛同をお願いし、私の討論とします。お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を不採択とするものであります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成少数であります。請願第4号 TPPの参加に反対する請願は不採択とすることに決定をいたしました。

◎請願第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程46、請願第1号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願書を議題といたします。

本件は文教民生常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 18番 森藤です。請願関係について委員会報告をいたします。

請願第1号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願書。

紹介議員から、市民側からすると保険税が高いのに、さらなる引き上げとなると生活が厳しくなるので、保険税の引き上げには反対であるという市民の声の請願である。今回の引き上げは、弱者に対しては若干の配慮はされたものの、郡上市は無所得世帯や低所得世帯が多いので、滞納者もふえるのではないかと心配しているとの説明を受けました。

委員から、代替案はあるのかとの質問があり、請願者からは、代替案はないが、苦しい胸のうち

を知っていただきたいとの思いから請願を出されたとの説明がありました。

審査の結果、議案第14号と相反する内容の請願であるため賛同できないとし、本委員会としては全会一致で不採択とすることに決定しました。

ただし、一方的な引き上げ通知とならないよう、被保険者に対して事前に国保会計の現状を説明して、十分に理解をしていただくよう努めてもらいたいとの意見が出されました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。

初めに、原案に賛成の討論をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 野田です。きょうは何回もなつて、本当に大変で、私もどういふように言おうかと思つていますが、多くの議員の皆さんの賛同が得られないということで大変残念なんですけれども、現実には本当に心配なんです。これがこの先、一段上がったら、またすぐ下げるといふわけにいきませんから、続くわけですので、どういふところに影響が出てくるか、その手当はどうするんだろうなど、いろいろ考へております。

そして、苦しいときこそ自治体が住民に手を差し伸べると、こついったことで政治への信頼が生まれるわけですが、ややもすると、こついう形で引き上げがされますと、どうしてこんなに高いのに上がるのか、これはここ数年の間、減税がなくなつたり、いろんところで少しずつですが、負担増がありました、この数年。そのたびに新聞紙上で発表しても、皆さん余り、そうかといふくらいですが、請求書が来て慌てて、また何やこんなに高くなるのかといふようなことがあります。

こついった点で、恐らく市民の皆さんの反応もこついうことが出てくるのではないかとこつて心配してあります。こついった意味で、議会も市民の声を考へておるなど、こついう判断をしていただきたい。このほかに国への意見書のこととか、それから説明をしっかりとこつと、あるいは健診を受けようといふような努力もしたいといふことで、いろいろそれなりに努力をされていることはわかりますけれども、いづれにしても、この値上げをやめてほしいといふ声にはこつたえることはできなかったといふことで、大変残念であります。できましたら引き下げを求めるこの請願に何とかこつたえていただきたいといふふうにはこつて思つていますが、皆さんの御意見はこつとも一致しとるようなので、残念なんですけれども、私はあくまで引き下げをしていただきたいといふことで、

賛成の討論をいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に反対の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 国民健康保険税の引き上げに反対する請願書に反対の立場で討論をさせていただきます。

市の国保税引き上げ案に反対する請願であります。さきの条例第14号 国民健康保険税の一部改正のときと同じこれは論議になると思います。要するに、郡上市の国民健康保険はどうあるべきか、またどのように維持していくかが問題であります。市民の約3割の加入であります。先ほどちょっと下で見ましたら4万6,383人の人口におきまして1万3,268人、約3割の被保険者であります。この国民健康保険税はカード1枚で、しかも窓口におきましてはわずかな負担で、どこでも安心して医療を受けることができる、また先ほど通りましたけれども、出産一時金等の支給、また葬祭費の支給、高額医療費の支給、そして医療費補装具の支給等、被保険者にとりましては大変ありがたい制度であります。被保険者の高齢化も進む中で、無職の人や低所得の人または昨今の不況によります離職者も多く国保には加入しているのが現状でございます。経済状況の悪化で、所得の減額が進み、加入世帯の減員、また被保険者も減員しております。

そのような状況において、保険税収入がひどく落ち込んでおります。高額医療費や療養給付費が逆に非常に大きく伸びてきております。加えて後期高齢者支援金、また介護納付金の負担も重くのしかかってきておる、そのような大変厳しい国民健康保険の財政運営に迫ってきておるところでございます。市の平成23年度以降の国保会計状況を考えると、30%以上の引き上げが必要なときに、ただいまも野田議員のほうから苦しいときこそ行政が面倒を見よというようなお話もございました。こんなときに一般会計からも法定繰入金のほか法定外繰入金、また基金繰入金等の措置を講じていただいております。現在、郡上市の財政状況を判断するときに被保険者の負担増はやむを得ないものと考えるところであります。

なお、今国では国保税制の改正または保険者の広域化等も検討されかけております。

また、郡上市議会といたしましても、国、関係機関に市町村国保への国庫負担の抜本的な増額を求める意見書を提出したいと今思っておるところでございます。国保の構造的問題の解決に向けて要望を進めながら、今回この国民健康保険税の引き上げに反対する請願に反対するものでございます。どうか議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、討論といたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決をいたします。

委員長報告は原案を不採択とするものであります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成少数でありますので、請願第1号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願書は不採択とすることに決定をいたしました。

◎要望第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程47、要望第1号 市議会議員選挙区に関する要望書を議題といたします。

本件は総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 11番 上田。要望第1号 市議会議員選挙区に関する要望書。

要望第1号につきましては、3月11日、14日、23日と3日間にわたって総務常任委員会を開催し、要望を出されましたシニアクラブの会長及び支部長の1名の方に参考人として来ていただき願意を拝聴し、また23日には全員協議会で議員皆様の御意見を聞いた上で慎重審議してきましたので、その結果と経過について御報告申し上げます。

委員からは、要望書にあるシニアクラブ9,200人の会員を有し、7地域の総意でまとめたところがあるが、その実情について質問があり、参考人から会員一人一人の意向を確認したわけではないが、支部長は支部の全責任を負っているため、支部長会で決定したことは全員の協議に値するとの説明がありました。

委員から、直接請求や請願という方法もあることから、手続について質問があり、参考人からそこまで強い姿勢で臨んでいるわけではないが、会員の気持ちをわかってほしいので要望書を提出したとの説明がありました。

委員から、平成18年当時に議員30名が1年間かけて十分議論して決めたことを簡単に覆すわけにはいかないとの意見がありました。条例に次回から大選挙区となっているものを簡単に変えては議会の権威にかかわるとの意見がありました。また、委員からは、民意を反映してこそ議会の権威が保たれるとの意見も出されました。民意は平成18年当時も賛否両論あり、現在も同様に賛否両論あるとの意見が出されました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で要望第1号を不採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年3月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 委員長報告が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。

初めに、原案に賛成の討論を行います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 18番 森藤。せっかくシニアの皆さんが郡上の今を考えて出された要望書だと思っております。以前このことを全協等で話し合いをしたときにも私は申しましたが、いまだにその思いは変わっておりません。簡単に言いますと、大選挙区でやりますと、何人立候補するかわかりませんが、21人以上は立候補すると思います。掲示板も今まではコンパネ1枚程度あれば大体どの小選挙区でも済んだんですけども、今度からは3枚か4枚の掲示板を立てんならん。それだけでも費用はかさみます。

私も今度立候補しますと、郡上じゅう選挙カーで回らならんと思います。ガソリンがない時期に、来年まできつとないと思いますが、無駄な燃料を使って、無駄なお金をかけて、私を全然知ってもらわん人のところまで一応は回らならんということ、それには私1人でなしに、大勢の皆さんにまた御足労も願わならん、そのことが果たしていいんやろかということが第1番にあります。

2番目には、私は大和が合併したのが昭和30年やと思いますけども、そのときに私は10歳でしたが、それからずっと西川選挙区でありました。旧村単位の選挙でやって、大和中学の卒業生が本当に成人になったころ旧の西川とか、山田とか、弥富とか、そういう中に大勢の有権者の皆さんに信用ができたころに大和も大選挙区になったと思う。私が大和の議員にならせてもらったのは、大選挙区になってからそう間のないころに大和の議員にならせていただきました。ならせていただいたときは、例えば大間見とか、栗巣とか、古道とかというところで、知らん洞とか、知らん家とかがいっぱいございました。結構一生懸命大和の中を走り回って勉強をさせていただきましたけども、何やかんや言っても最終的には自分のおる付近の地域のことなら真から状況がわかります。例えば、要望しても、御意見を伺っても、また議会にそのことを反映するにも心を込めた話が十分できました。

ところが、今の状況で郡上を私に全部知ってもらえといたって、これは本当に無理なことやと思います。市長さんの場合、あるいは県会議員さんの場合は、郡上は一つです。一つですが、市長さんや県会議員さんと市議会議員を一緒にするということが果たしてええんやろか、もうちょっと長い時間を置いて、私でも那比の奥や明宝の奥がすつと言われたときに頭に浮かんで、ああ、あそこか、あれはこうこうこうやって、こうやなということがわかるような状況になったときに初めて大選挙区にするべきやと私は思っております。それが心のこもった議会でありますし、また地域の今1人しか見えん明宝と和良がありますけれども、そういう人はひょつとすると、明宝で1人も当選できんのんでないかしらん、そうなったとき、おれたちどうすればいいんやろう、だれに相談すればいいんやろうという思いがあると思います。

政治は、私は弱い者を見方してこそ政治やと思っております。有権者がいっぱいあって、堂々とやれる地域は、少ない孤立した部落や本当に今危ぶまれとるような地域のことも真剣になってわかる人が出てくれる、出してもらうのが政治やと思っております。どうか弱い者はしゃあないぞというふうなことの無いように大選挙区をもうちょっと先延ばしをして、長老のシニアの皆さんもそう言っていただけるんですので、何とか採択をしていただいて、もう一遍よう議論をして結論を出してもらいたいと、こういうふうにも思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に反対の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） せっかくの市民の願いということで、シニアクラブの7人の支部長さんがお出しになった要望でございます。

しかしながら、条例というものは既に18年に30名の議会において議決がされておまして、現在、既にその条例に基づく法体系が郡上市には存在しておるという事実がございます。森藤議員もその議会には参加しておられたということは、私は承知をしておるわけでありまして。広い、狭いというお話がございますが、岐阜県には21の市がございますが、その状況を調査させておりますが、一つ、関市においては次回からは大選挙区だけでも、今期については選挙区を設けるといのが岐阜県における自治体の唯一の小選挙区制をとっておる市であります。

しかし、これも次回からは大選挙区ということが決められております。また、広い、狭いで言いますと、お隣の高山市は御承知のとおり、郡上に倍する面積を持っておりますが、定数削減と同時に、選挙区で選挙をされるということは既に確定をしておる状況でございます。そういう状況のもとで、せっかくの御提案ではございますが、18年の当時、30名の議員がそれぞれ1年有余にわたりましてさまざまな市民の御意見等も直接聞くという方法をとって、あるいは団体の皆さん方とも意見交換をするというかなり慎重な手続でもって確定した条例であります。

法律というものは、やはりこれは安定性がなければ法令遵守ということは言えないわけでございます。法律を定めたということは、その法に従って職員ももちろん動いていただくのが、議会といえどもそれに準じていくと、そして市民の皆さん方もそれに服していただく、尊重していただく、こういう精神のもとでしか条例の安定的な制度の定着というものはないわけでありまして、それにこたえるのが議会でありますし、議会の責務だというふうにも思っておるわけでありまして、しかも本定例会は大事な大事な予算の議会でございます。御承知のとおり、審議の折にも委員長報告もございましたが、この選挙はこの年度内に実施される選挙であります。喫緊の課題でもありません。

したがって、当年度の予算編成におきましては、当然のことながら現行条例のもとで予算編

成の準備がされまして、積算がされまして、そして執行者側の説明の中で、選挙費用も削減ができるというような御説明もあわせていただいております、我々すべての議員がその点を承知しとるわけでありまして、しかもその予算案につきましては特別委員会でございますし、本日でございますが、全会一致をもって議決をされていると、この重みを感じながら、せつかくのそういう願意でございますけれども、この際、そのことについては不採択という委員長報告を支持する討論でございますので、皆さん方の御同意をお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に賛成の。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 15番 清水。原案に賛成という思いから、ただいま森藤さんのほうからもお話がございまして、明宝の例も挙げていただきました。まず、今議会において私、現職の市会議員でありながらあえて皆様にお話をさせていただきますけれども、このシニアクラブの皆さん方から、連合会の皆さんが市会議員選挙区に関する要望書ということで、総務委員会に議長のほうから付託をされ、3日間にわたって慎重な審議をいただき、ただいま上田委員長のほうから賛成少数で不採択と決定をされたことが今報告をいただきました。

まずは、このことについては私も市議の一人として真摯に受けとめさせていただきます。ではあります、全協のときにも申し述べましたように、ただいま賛成議員の森藤議員からも申しただきましたように、この間の全協の状況を見ますと、なかなか御理解いただけない状況だということは自分も十分に推察をしておりますが、やっぱり私としては当該要望書に記述がありますように、請願というそういう形式的ではありませんけれども、次回の選挙については小選挙区制で実施していただきたいと考えている、また議員の一人としまして貴重な時間でございますけど、この原案につきまして何とぞ採択をしていただいて、さらに検討を賜りたい、そういう概念から原案に賛成のお話をさせていただきます。

なぜ小選挙区制を望むのかということでございますが、私事で恐縮ですが、今ほどお話にありましたように、明宝地域は30名のときの3人から、明宝と和良につきましては1名ということになりました。しかも、市の中で最も人口、当然有権者も少なく、広大な地形を七つの里に分かれて持っております。大選挙区の場合に現定数21人の場合でもそうですが、仮に万が一定数がまた今後大選挙区によって減ずるようなことがなおさら起きると、さらに選挙は昔から地盤、看板、かばんというふうな形で、基礎数というものが大きく左右されることは言うまでもありません。

明宝地域からの市民を代表する議員が選出することが困難になる、あるいは空白地帯になることが予想されるということでございます。小さな地域の小さな声が、要望が市政に反映することがか

なわなくなりはないか、そういった声も私のほうに来ております。なぜそれほどに明宝地域から私が議員空白にこだわるかと申しますと、それは旧7カ町村の地域の格差であります。これは特に明宝地域の考え方だけかもしれませんが、特にインフラの整備であります。平成16年の町村合併のときに少し戻りますけれども、当時明宝の議会でも合併に対していろんな意見と期待がありました。

そんな中で、明宝村政の一番の最大のテーマは小川峠の明宝トンネルの一日も早い解消ということで、当時いろんな議論の中で同じ郡上市の中において、郡上市になればきっと大きな力になって、そしてその発言力でもって国を、県を動かして、強力に進めてもらえるよと、そういうような期待を持つ中で、明宝も小さい村やけど、一緒にやらせてもらってどうか助けてもらわんかいと、郡上のみんなの力をかりてやらまいかということで、いろんなことを踏み越えながら合併をと、人口は小さくて財政も小さいですけども、郡上市の場合は恩義あって対等合併というのをさせていただきました。これは、私は本当にありがたかったと思っております。

しかし、合併と同時に、もう既に御承知のように、あの新市計画1,000億円が最終的には600億円弱というふうまで国、県の財政事情が悪化をいたしました。合併以後、もちろん当時の前市長も議長さんもそれぞれのまた今の日置市長さんも現議長さんも議会も一丸になって、この問題について国、県に要望をし続けております。

しかしながら、いまだ着工になっておりません。私も2期目の3年前に明宝地域の最大の課題として明宝トンネルの早期着工を訴え、地域の負託にこたえたいということで、この議席を与えていただきました。私も明宝にはおりますけども、小川に住んでいるわけではございません。あの小川峠の向こうにおる70戸、250人の人々の暮らしのことを本当に自分は考えているのだろうか、今回地震のときにいち早く小川地区の方は100万円、地震に役立ててくださいという形で市のほうへお持ちいただいたことを聞きましたが、小川の人たちはなぎということをちゃんと体で知ってみえるんだというふうに思います。雨が降ればとまる、雪が降れば時間がかかったり、除雪するまで通れない、電気がとまる、切れる、大回りして金山のほうを回るとか、そういう毎日毎日の人生を私たちは、私の場合は本当にそういう意味では市役所へ25分ぐらいで来れるところにおりますが、そういうふうに合併した、今7年経過をいたしました。私はせめて10年の中で、このめどがつけていきたいなと、またつけていただきたいな、そんな思いをするときに、万が一大選挙区で明宝の議席がなくなった場合に、明宝のことばかり言って本当に申しわけないと思いますけれども、このインフラの整備を自分でも小川の人々の気持ちがそんだけわかっていない。

でも、小川に住んどうる人は毎日のことでございます。そういう人たちの気持ちを何か酌んでいただけ、そういう郡上市の市議会であってほしいと思いますし、また先ほどもありましたけども、弱者の地域を対等合併していただいたおかげでこういった意見も言えるわけですが、高山の場合は吸収合併でございます。高山市が中心になっていろんなことを全部決めてしまいます。こんな機会

も多分なかったのではないかなと私は思います。そういう意味では対等合併をしていただいた郡上の各位の市民の皆さんにそういう形で郡上がうまくいっているなということを思うときに、確かに条例ではこの後は大選挙区という形になっておることは十分承知をいたしておりますけども、小川峠のトンネル化を含めているような意味のインフラの格差は、これは当時に戻ってみれば是正をしてから、同じ条件の中で大選挙区ということだったら自分も市民の人に明宝地域の人に説得ができるかなというふうなことを思いますが、もしだれか1人おらんようになったらだれを頼んだらいいのか、だれにさっと見に来てもらえるんやというふうなことを思います。

選挙はやってみなきゃわかりません。空白地帯になるんやらならんやら、それは全く不確定要素でございますけれども、そういったことを踏まえたときに一つの定数が小選挙区であれば、一つは明宝でも与えて今いただいておりますし、小選挙区なら一つの議席は与えられるということであれば、必ずや明宝地域の先ほども言うておられましたように、地域をある程度熟知している、どこのだれがどこにおいでる、どんな生活をしておいでる、どこへどんなふうな谷がある、そういうことが届けられないと、こういう広大な10万町歩にも及ぶ郡上市の洞ぼらに住んでいる人たちを本当に生き生きとして暮らしていける、そういう環境をつくるのが政治だとすれば、そのことについては、私は声なき声は届かないということで、声を上げる場がなくなってしまうということを思います。

明宝のような小さな人々の住む地域、何とか現定数の1というふうなことを思ったときに、本当に、この前に決めておる条例についてはそうですが、それから4年たっても、そういう道筋は努力をしていただく中でも、まだついていないということを考えた場合に、再度選挙区制について見直しをしてほしいなということがこの請願とともに、自分の今の現状の思いでございます。くどくどと明宝地域の事情を申し上げました。小さな村の小さな地域の事情を議員各位にはぜひとも御賢察やら情状酌量も僕はあえてお願いをしながら、議員各位の心温かい御配慮と、また御賛同をいただきたいと付して、付して、この要望の原案に対する賛成の討論というよりも願いというか、思いということにさせていただきます。どうか皆様よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に反対の討論。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 12番 武藤です。今、清水議員のほうから賛成の討論がありましたが、私は、現在の郡上市におきましては市民または我々議員も大きく広い視野を持つことが求められていると思っております。今、小川地区の話をするされましたけれども、今、大きな視野、広い視野を持つためにはお互いが郡上市民、知り合うことが必要だと思います。例えば、小選挙区になりまして明宝選挙区となりますと、我々八幡の者は明宝へ入ることはございません。

ただ、大選挙区になれば、またこれは話は別として、小川地区へも選挙カーを走らせることになります。そういった広い視野を持って選挙運動をすることは、郡上市民、選挙にかかわるすべての者が大きな視野を持つことができると思います。そんな観点からも私は、この要望書には反対するものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 原案に賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 6番 山下明君。

○6番（山下 明君） 採決の前にちょっとお聞きをしたいんですけども、今の要望書のことに关しましては手続なことで、今不採択にするということではやむを得ないというような気持ちですけども、ここで反対、賛成ということになりますと、中身のことで認めたというようなとらえ方になりますので、採決を棄権するにはどういう方法をとればええか、ちょっと教えてください。

（「退席」と呼ぶ者あり）

○6番（山下 明君） それでは、退席します。

○議長（池田喜八郎君） まだ採決になってから。それでは、討論を終結してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結いたします。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 議事進行。

（「議事進行です」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 議事進行につきましてお願いをして、動議として。

○議長（池田喜八郎君） 動議ですか。

○21番（金子智孝君） ええ、動議を提出させていただきたいと思います。

本件につきましては、大変注目をされておる案件でございます。恐らくすべての市民もある面では注目している側面があるというふうに私は思っています。したがって、新聞社各社の取材もたくさんあるようでございますし、傍聴もあったようでございますが、そういう点では注視のものの内容の採決でございますから、どうか賛否につきましては起立をしまして、態度を明確にして自分の立場を表明していただくことを動議としてお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 今、金子智孝君から動議が出ましたが、賛成という意見が出ましたので、動議は成立をいたしましたので、それでは採決は起立採決ということで行います。

（「退席してもよろしいか」と6番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 退席、はい。

それでは、採決をいたします。委員長の報告は原案を不採択とするものであります。原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。起立少数であります。要望第1号 市議会議員選挙区に関する要望書は不採択とすることに決定をいたしました。

◎議発第1号について（委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） それでは、日程48、議発第1号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について及び各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付しておりますとお申し出がありましたので、お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで日程追加をしたいと思しますので、暫時休憩をいたします。

（午後 4時36分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午後 4時51分）

○議長（池田喜八郎君） あらかじめ時間の延長をしておきます。

ここで日程の追加をしたいと思します。

日程49、議案第67号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程54、議発第6号 郡上市特定健診受診率向上を目指す宣言の決議についてまでの6件を日程に追加したいと思します。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認め、6件を日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをよろしくお願いをいたします。

◎議案第67号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） それでは、日程49、議案第67号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 本日追加提案いたしました議案につきまして申し上げます。

議案第67号でございますが、市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

過般の会計実地検査により指摘を受けました、農林水産省所管国庫補助事業の経理事務不適正処理に係る管理監督責任を果たすため、市長、副市長の給料の月額について所要の改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、市長公室長から説明をいたしますので、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。平成23年3月25日、郡上市長 日置敏明。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第67号でございます。

市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。
平成23年3月25日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、ただいま市長が申されましたが、会計実地検査により指摘を受けた農林水産省所管国庫補助事業の経理事務不適正処理に係る管理監督責任を果たすため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正条例の本文がございます。

表立って附則の第1項に見出しをつけるということと、3項、4項の2項を加えるというものでございますが、わかりやすくということで、1枚おめくりをいただきまして、新旧対照表のほうで御説明をいたします。

もともとは郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例がございまして、この本則で定めております給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じる額とする。要するに10分の1を現在、市長は減額とされております。それから、副市長におきましては、10分の5を減額しておるのは、これが特例条例でございます。済みません。それで、それに対しましての新旧対照表でありますので、その附則ですので、申しわけありません。現在、今申し上げましたのは、1、特例条例の本文をち

よっと申し上げたものですから、済みません。

新旧対照表において、ただいまから御説明を申し上げます。

その附則であります、まず第1項の頭に見出しをつけさせていただきました。施行期日でございます。

それから、第2項におきましては、この条例の失効ということで、見出しをつけさせていただきます。

3項、4項を加えるということございまして、3項には、平成23年4月1日から平成23年5月31日の間、第1条の規定にかかわらず「100分の10」とあるのは、「100分の25」とする。4項は、平成23年4月1日から平成23年5月31日の間、第2条の規定にかかわらず「100分の5」とあるのは、「100分の15」とするということでございます。この第3項は、市長に係る減額措置でございます。4項が副市長に係る減額措置でございます。

お手元にはございませんが、先般お配りをしました資料によりますと、本則では84万8,000円という市長の給与でございますが、いわゆる12月の給与改定で減額措置が1.6%されておりました、それから今の特例条例が平成21年から施行されておりますが、そこで10%、そして今般15%ということで、合計で22万2,500円の減額となるというところでございます。事実支給額が62万5,500円、副市長におきましては、67万9,000円の本則に対しまして、先ほどの1.6%、5%、10%ということで11万1,200円の減となるところでございます。

なお、今回の改正によります減額、市長におきましては15%、副市長におきましては10%、この2カ月、それぞれ合計した額は、市長におきましては25万200円、副市長におきましては13万3,600円の減額と、今回の特例条例の一部改正によります2カ月分の減額分はこのような額となります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第67号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。議案第67号については原案を可とすることに決定をいたしました。

◎議発第2号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程50、議発第2号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第2号

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年3月25日提出

提出者 郡上市議会議員 金子智孝

賛成者 郡上市議会議員 川嶋 稔

賛成者 郡上市議会議員 清水敏夫

郡上市議会議長 池田喜八郎様

提案理由

組織機構改編に伴い、常任委員会の所管事項を改めるため、この条例を定めようとする。

1枚めくっていただきまして、改正の内容につきまして、概要だけ説明をさせていただきます。

第2条の中の表を改めるものですが、産業建設常任委員会中、「水道部」とありますのを「環境水道部」に改めまして、文教民生常任委員会中、「市民環境部」とありますのを廃止するというものの改正でございます。

附則につきましては、施行期日が平成23年4月1日から施行ということでございますし、経過措置としまして、この条例の施行の際、現に改正前の郡上市議会委員会条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、改正後の郡上市議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、提案者の説明を求めます。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 21番。ただいま議題になっております議発第2号につきまして、提案の説明をさせていただきます。

委員会条例の改正でございますので、これは議会から発議するという状況でございまして、議会運営委員会のほうへ委任がありましたものですから、議会運営委員会の委員長として提案をさせていただいたと、そういう経緯でございますので、よろしく申し上げます。

理由につきましては、既に先ほど議決をされておりました議案第7号に基づく郡上市の組織改編

に伴う設置条例の一部変更に伴う所管の内容を常任委員会において変更するという趣旨でございます。その趣旨につきましては既に議決をされておる内容もございますので、委員会条例をそれに合わせるという趣旨でございますので、どうか各位の適切な御判断によりまして御議決賜りますことをお願いいたしまして、提案の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第2号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第3号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程51、議発第3号 東北関東大震災の復興に係る財源確保に関する意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第3号

東北関東大震災の復興に係る財源確保に関する意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 郡上市議会議員 美谷添生

賛成者 郡上市議会議員 金子智孝

賛成者 郡上市議会議員 川嶋 稔

郡上市議会議長 池田喜八郎様

東北関東大震災の復興に係る財源確保に関する意見書（案）

平成23年3月11日午後2時46分ごろに発生した地震は、これまでの予想を大きく上回るマグニチュード9.0という巨大地震で、東北地方を中心に広範囲に及ぶ甚大な被害をもたらしました。

この地震で発生した大津波は、太平洋沿いの多くの自治体を直撃し、多くの人命を一瞬にして奪い去り、道路や公共建物、家屋を初めとするすべての生活基盤や自治体機能までも失ったところもあります。加えて原子力発電所の事故も発生し、まさに戦後最大の危機であります。

国会では与野党とも一致して復興に対するさまざまな検討がなされており、先般の内閣官房長官の談話の中でも、あらゆる可能性を否定しないという力強い発言もあり、大いに期待しているところであります。また、国内外からは支援の輪が広がり、多くの義援金の募金活動や救援物資の収集等が報道され、人々の温かい心を感じます。この未曾有の国難に当たり、被災地が一日も早い復興をするには莫大な財源が必要であります。

国におかれては、今後の東北関東大震災の復興に必要な財源を確保するために、高速道路料金無料化等を初め、平成23年度国家予算の見直しを行う等復興に向けた財源を確保するとともに、国家の存亡の今こそ与野党結束してこの難局を打開すべく「政府紙幣」発行権を発動し、この「政府紙幣」を復興資金としていち早く復興できるよう次の事項について強く要望する。

記

1. 平成23年度国家予算の見直しによる復興財源の確保。
2. 復興資金として「政府紙幣」を発行し当該自治体へ付与する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
文部科学大臣

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 朗読が終わったので、提案者の説明を求めます。

19番 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） 19番 美谷添です。皆さんも先刻御承知のとおり、東北関東大震災ということで、大きな災害が発生をいたしました。この地震の発生後、大津波が押し寄せて、すべてをのみ込みながら浸入してくるテレビの放映があり、それを見ておりました、とても現実のこととは思われぬような光景で、本当に被害に遭われた皆様のことを思うと、言葉もないくらいの衝撃を受けました。大変なことになったと思うと同時に、この復興には莫大な財源がかかるがどうするのだろうかというようなことを思いました。

そこで、私の素朴な思いでありましたが、今回流出をいたしました現金及び財産は莫大な量になると思いますが、これを遺失物というふうに考えまして、国がそれを収受する、いわゆる拾ったというようなことで、相当分の紙幣が、お札が発行できないものかというようなことを考えておりました、何人かの議員の皆さんと御相談を申し上げました結果、ただいま朗読をしていただきましたような意見書（案）を提案するという事になった次第でございます。

そこで、23年度の予算につきましては、既に議論がなされているようではありますが、適切、迅速に施行をしていただきたいというふうに思うわけでございますし、政府紙幣につきましては中央銀行、つまり日銀にかわって政府が発行する紙幣のことでありまして、国債と違い、利子も返済も要らないという財源でありますので、今回のような未曾有の大災害のときにおいては最も有効でありますし、このことを提案したいわけでございますので、議員各位の御賛同を切にお願いをいたしまして、提案の理由にさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議発第3号につきましては、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 済みません。質問でもありませんし、そしてこれは反対でもありません。一言だけ申し述べたいということをお願いいたします。

ここに言われておりますように、今や全国民が本当に力を合わせていくときだということで、こうした要望を出すということについては、私は賛成をいたします。

そして、この中に、ただ、政府紙幣というのがありますので、私ちょっと余り知らんし、ちょっと調べてみたんですけども、実効性がよくわからないと、私ども日本共産党は今復興国債を出して、大企業などに余つとる金が随分あるんですから、貸せよ何てことを言っておりますが、そのほかにも随分やれることがいっぱいありますので、それぞれの立場でみんなが努力していくということで

私はいいと思って、これについては反対をいたしませんし、ただ、政府紙幣というものをちょっとわからぬのに簡単に賛成したというようなことでも何ですので、黙って見させていただくということをお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 質疑が終わっておりますが、それでは、議発第3号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第4号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程52、議発第4号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応と十分な情報提供を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第4号

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応と十分な情報提供を求める意見書について表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 郡上市議会議員 武藤忠樹

賛成者 郡上市議会議員 山下 明

賛成者 郡上市議会議員 鷲見 馨

郡上市議会議長 池田喜八郎様

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応と十分な情報提供を求める意見書（案）

政府は、新成長戦略を実現するため、EPA（経済連携協定）の基本方針を11月のAPEC首脳会議で表明し、その中でTPP（環太平洋経済連携協定）への参加表明を検討する意向を示している。

TPPは、原則として全ての物品についての関税を撤廃する自由貿易協定であることから、国内産業に深刻な影響を与えることは必至である。その参加に関する効果は、メリットとデメリットの

両方を備えていると思われるが、現段階で将来の成長戦略のための議論が十分なされているとは考えられず、早急なTPP交渉参加は余りに唐突過ぎると思われる。

内閣府は、日本の実質国内総生産（GDP）が最大3兆円押し上げられると試算し、経済産業省はTPP不参加の場合、GDPが最大10.5兆円減少すると試算している。一方農林水産省は、国内の農業生産額が約4兆円減少すると試算しており、農業を基盤とするさまざまな産業への壊滅的な打撃が懸念される。

よって、政府のTPP交渉への参加検討に当たっては、我が国の農業振興や食料安全保障を初め、経済全体に与える影響を十分考慮し、慎重な対応と国民に対する十分な情報提供を強く要望する。

記

1. 原則100%の関税撤廃を前提とする包括的な環太平洋経済連携協定（TPP）への参加については、農業生産額の減少を初め、食糧自給率の低下や農業の持つ多面的な機能の減少という影響を与えるものであり、食料安全保障を脅かすとともに、地域経済や国民生活に対して大打撃となることが想定されることから、拙速な参加表明を行わないこと。

2. 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加を進めるならば、我が国の食料の安全・安定供給・食料自給率の向上や国内農業の競争力強化、脆弱な地域産業への対策など、十分な措置を講ずること。

3. 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加については、全産業の分野にわたってメリット、デメリットを国会等で慎重に審議するとともに、国民に対して詳細な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 朗読が終わったので、提案者の説明を求めます。

12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 12番 武藤です。T P P交渉参加への慎重な対応と十分な情報提供を求める意見書を出ささせていただきましたが、このT P Pに関しましては調べれば調べるほどさまざまな情報があります。安い労働力が入ってくるのではないか、また安い工業製品が入ってきて、郡上市のような零細企業はやられてしまうんじゃないかとか、またその一方で、日本の輸出産業がだめになってしまっただけでは困るので、ぜひとも参加して電化製品、車等々、韓国、その辺の国に負けないようにするためには参加するべきだと、いろんな意見があることは承知しております。

ただ、国のほうとしましても、メリット、デメリットが十分に我々に示されているとは思えません。

また、特に農業関係におきましてはさまざまな御意見があることは十分承知しております。私自身、林業を営んでおりますので、木材に関しましては戦後の木材がないということで、関税が撤廃されて、関税のない外材が入ってくることによって、現在の日本の林業界の低迷は、それも一因あると私自身は思っております。

そんな状況の中で、T P Pに安易に加入される、拙速な対応をするということは、参加表明をするということは非常に危険が伴うと思いますので、慎重な対応をしていただくことを、また十分な議論がなされ、その情報が国民に伝わることの意見書を提出したいと思いますので、議員各位の賛同をぜひともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 提案者の説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第4号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第5号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程53、議発第5号 市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第5号

市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 郡上市議会議員 森藤 雅毅

賛成者 郡上市議会議員 田代はつ江

賛成者 郡上市議会議員 渡辺 友三

郡上市議会議員 池田喜八郎様

市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書（案）

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の最後のとりでとして、他の医療保険に加入していないすべての方を被保険者としているため、人口の高齢化や産業構造の変化などの影響をもろに受け、昨今では高齢者の割合が大きくふえるとともに、無職者や非正規雇用者などの低所得者の加入も際立ってきている。

特に近年は、社会的な経済不況を受けて、国保税課税の基礎をなす国保加入世帯の所得が大きく減少し、加入世帯や被保険者の数も年々減少する中で、今日の大きく膨らんだ医療費の拠出に見合う保険税負担を加入世帯主に求めることは、その生活実態から見て極めて困難な状況である。

平成23年度の本市国保特別会計においては、市長が苦渋の決断をする中、平均で約10%の保険税引き上げと、なお不足する財源については最大限の配慮を余儀なくされ、1億円余の一般財源繰り入れ等をもって国保加入世帯の負担緩和を図る策を講じたところである。もとより苦しい財政事情の中にあって、この先ますますふえ続ける医療費の拠出に、平成24年度には3億円を超えるさらなる繰り入れの増額が見込まれることから、平成23年度同様の対応をすることは、他の行政需要から見て不可能な財政事情下で、本市国保特別会計の破綻は必至の状況にある。

ここへ来て国は、ようやく国保の構造的な問題に真正面から向き合うべく、全国知事会・全国市長会・全国町村会の代表者との協議を開始し、社会保障制度改革案に財政基盤の弱い市町村国保等への支援（公費の投入拡大）を検討することを示唆されたが、今日の制度の枠の中で本市の国民健康保険を堅持することは、既に限界であり、全国の多くの市町村も同様の状況にあることから、遅くとも平成24年度には、市町村国保への国庫負担の抜本的な増額の措置が講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 3月25日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 朗読が終わったので、提案者の説明を求めます。

18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 18番 森藤。提案の理由を申し上げます。

議案第14号の郡上市の健康保険税条例の一部を改正する条例でも委員会報告で報告をさせていただきましたが、今朗読していただいた文面と似ておりますけれども、いずれにしても、請願書も出まして保険税をもっと下げよという話もございます。国保に加入されている皆さんは税金が上がって喜ぶ人は1人もいらっしゃいません。

しかしながら、国民皆保険というこのいい制度を破綻させるわけにもいきませんし、苦渋の決断を市長もされたと思います。そういった中で、来年、また再来年、赤字続きよということになると、それこそ一般会計からもっともっと多額な投入をしていただかなということになっても困りますし、何とか国にもう少し手当をしていただくようにという思いでございます。

私ども委員会としましては、本当に真からそのことを願って提案をさせていただきましたが、どうか皆さん方も御同意いただいて、国のほうから財源の処置がしていただけるように御協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 提案者の説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第5号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号は原案のとおり可とすることに

決定をいたしました。

◎議発第6号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程54、議発第6号 郡上市特定健診受診率向上を目指す宣言の決議についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第6号

郡上市特定健診受診率向上を目指す宣言の決議について

表記について、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙決議を提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 郡上市議会議員 渡辺 友三

賛成者 郡上市議会議員 田代はつ江

賛成者 郡上市議会議員 清水 敏夫

郡上市議会議長 池田喜八郎様

郡上市特定健診受診率向上を目指す宣言の決議（案）

少子高齢化の進む郡上市において、その生産的活動を維持するためにも、すべからく市民が健康であることは非常に重要な課題であり、予防接種や各種健診・検診など健康を支える施策は実施されている。最近ではヒブワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、肺炎球菌ワクチンなど新たな予防接種事業も議会は承認し、疾病発生の予防に積極的に取り組んでいるところである。

一方、健診事業に関しては、以前からの継続事業ではあるが、平成18年の医療制度改革によって、平成20年4月から、健康保険組合、国民健康保険などの保険者に対し、40歳以上の加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけられるという国の政策転換が行われた。

郡上市としてもそれに合わせて事業を見直し、市民に対して制度改革や健診の重要性など、広報紙を初め自治会・各種団体に対して周知活動を行っているところである。しかし、その受診率はまだ十分とはいいがたく、平成21年度は4,052人が受診し、前年度と比較して2.1%上昇したものの、受診率は45.6%であり、国が平成24年度までの目標値として定めている特定健診受診率の65%にはまだまだ及ばない状況である。

また、国民健康保険特別会計は、近年の少子化と高齢化や低迷する経済状況の中、保険税収入が減少する一方で、医療給付費は年々増加しており、単年度収支では毎年度赤字を計上している状況であるため、市民が健診を受け生活習慣病の早期発見・早期予防や健康づくりなどに取り組む意識づけが重要である。

健康で生き生きと生活し続けることは市民の願いで、その一助として、年に一度の健診を身体の状態・健康状態を知り考える機会としてとらえ、ぜひとも多くの市民が受診するよう、改めて市民、議会、行政が一体となって取り組んでゆく必要がある。議会としても、特定健診受診率向上を目指し積極的活動を行うとともに、あらゆる議会活動の場を通じて健康づくり、その一つとしての特定健診受診の重要性を広く市民に伝え、健康なまち郡上をつくり上げたい。

そのためにも、改めてここに特定健診受診率向上を目指すことを議会として決議し、市民の皆さまとともに健康づくりに邁進することを宣言する。

以上、決議する。

平成23年3月25日

岐阜県郡上市議会

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 朗読が終わったので、提案者の説明を求めます。

14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 14番。それでは、郡上市特定健診受診率向上を目指す宣言につきまして提案説明を、昨年の暮れまでメタボに指定されておりました渡辺が申し上げます。

内容につきましては、ただいま朗読されましたとおりでございます。特定健診及び特定保健指導の受診の必要性につきましては、さきの一般質問の折にも郡上市地域医療センター長、後藤先生の答弁にもございました。皆さん既に御承知のとおりでありまして、あえてここで何も追加して説明する必要もないところでございますが、国が定める特定健診受診率目標は65%、それは平成24年度となっております。

郡上市におきまして、平成21年度の実受診率は45.6%、また22年度におきましては数%の伸びであろうというような予測も出ております。まだまだほど遠く、目標が達成されなければペナルティーもかけられるというような国の方針でございます。ペナルティーの負担よりも市民の健康を第一に考え、議会一丸となり、率先して特定健診受診者の増加を目指して取り組みたいと考えておるところでございます。議員本人と家族は当然のことでございますが、地域の住民にも呼びかけをして、健康づくりに心がけ、病も早期発見、早期治療でぴんぴんころり、また3日病んで美しく死のう、そして病院の要らないまちなどのキャッチフレーズがうたえるようなまちを目指したいと考えてお

ります。国保運営協議会の出席されておりました先生のほうからも医療費の高騰を招いている病の大半が生活習慣病であり、8割は予防できる、その啓蒙活動により健診受診率の向上を高め、病気を防ぐこととともに、食事療法で改善をし、子どものころからの生活習慣の見直しが極めて効果的である、また人間はある日突然に脳血栓や心筋梗塞になるのではなく、常日ごろから健康に留意させるような啓蒙活動が大切であるというような御意見もいただいております。高騰する医療費の削減も市民みずから健康な体をつくることで、国保税の減税にもつながることから、積極的に取り組むことが大切である。

以上のようなことから、特定健診受診率の向上を目指す宣言の提案といたします。加えて市職員の家族も一丸となって取り組んでいただきますよう御賛同をお願い申し上げまして、提案説明といたしますので、議会並びに職員の方々の全会一致での御賛同をお願いするものであります。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 提案者の説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議発第6号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の日程はすべて終了をいたしました。

ここで、市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

3月4日に開会以来、本日25日まで大変長期間にわたりまして新年度の各会計の予算案を初め、条例等多数の議案につきまして終始御熱心に、また子細にわたって御審議をいただき、それぞれ御議決をいただきましてまことにありがとうございます。審議の過程でちょうだいいたしましたさまざまな御意見や御提案につきましては、これを真摯に受けとめ、それを踏まえながら適切なこれからの執行運営に努めてまいりたいと考えております。

3月11日に起こりました東日本大震災につきましては、刻々と情勢が変わる中ではございますが、今後とも支援について適切に対処してまいりたいと考えております。また、今般の大震災が日本経済や、あるいは国の予算に対しましてもいろいろな影響を及ぼしてくることかと思っておりますが、

注意深くそうした状況を見守りながら新年度の郡上市の行財政運営に適切に対応してまいりたいと考えております。また、今回の大震災を一つの教訓として私ども郡上市の防災体制につきましても、改めて点検をし、充実の努力をしてまいりたいというふうに思っております。

もう1週間後には新年度、平成23年度が始まりますけれども、議員各位におかれましては健康に御留意の上、一層御活躍をくださいますことをお祈り申し上げましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 平成23年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月4日から本日までの22日間にわたりまして平成23年度の予算を初め、条例改正など多くの議案を議員各位の極めて真剣な御審議をいただき、まことにありがとうございました。これもひとえに議員各位の御協力のたまものであると深く感謝を申し上げますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、その御労苦に対しましても厚く御礼を申し上げます。

終わりに、今定例会に寄せられました議員各位及び理事者を初め、執行機関の皆様の御協力に対しましても重ねて厚く御礼を申し上げます。議員各位におかれましては健康に留意をされまして、ますます御活躍を祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣言

○議長（池田喜八郎君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第2回郡上市議会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

（午後 5時40分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田 喜八郎

郡上市議会議員 川嶋 稔

郡上市議会議員 田中和幸



平成23年3月25日

郡上市議会議長 池田喜八郎様

郡上市議会総務常任委員会

委員長 上田 謙市

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件名	結果
議案第 6 号	郡上市名誉市民条例の制定について	原案可決
議案第 7 号	郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 8 号	郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 9 号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 10 号	郡上市景観条例の全部を改正する条例について	原案可決
議案第 11 号	郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 12 号	郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 13 号	郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第14号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	郡上市博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	郡上市八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号	郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第43号	平成23年度郡上市ケーブルテレビ特別会計予算について	原案可決
議案第44号	平成23年度郡上市駐車場事業特別会計予算について	原案可決
議案第47号	平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について	原案可決
議案第49号	平成23年度郡上市大和財産区特別会計予算について	原案可決
議案第50号	平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について	原案可決
議案第51号	平成23年度郡上市牛道財産区特別会計予算について	原案可決
議案第52号	平成23年度郡上市北濃財産区特別会計予算について	原案可決
議案第53号	平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について	原案可決
議案第54号	平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について	原案可決
議案第55号	平成23年度郡上市下川財産区特別会計予算について	原案可決
議案第56号	平成23年度郡上市明宝財産区特別会計予算について	原案可決

事件の番号	件 名	結 果
議案第 5 7 号	平成23年度郡上市和良財産区特別会計予算について	原案可決
議案第 6 2 号	財産の無償譲渡について（牧集会所）	原案可決
議案第 6 3 号	財産の無償譲渡について（下古道地区多目的集会所）	原案可決
議案第 6 4 号	財産の無償譲渡について（美並根村集会所）	原案可決
議案第 6 5 号	財産の無償譲渡について（美並深戸転作技術研修センター）	原案可決
議案第 6 6 号	財産の無償譲渡について（中西区民センター敷地）	原案可決
要望第 1 号	市議会議員選挙に関する要望書	原案不採択



平成23年3月25日

郡上市議会議長 池田喜八郎様

郡上市議会産業建設常任委員会

委員長 武藤 忠樹

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件名	結果
議案第10号	郡上市景観条例の全部を改正する条例について	原案可決
議案第39号	平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第40号	平成23年度郡上市下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第45号	平成23年度郡上市宅地開発特別会計予算について	原案可決
議案第58号	平成23年度郡上市水道事業会計予算について	原案可決
請願第4号 (継続)	T P Pの参加に反対する請願について	原案不採択



平成23年3月25日

郡上市議会議長 池田喜八郎様

郡上市議会文教民生常任委員会

委員長 森藤 雅毅

文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件名	結果
議案第11号	郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第13号	郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	郡上市博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	郡上市八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第19号	郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第38号	平成23年度郡上市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
議案第41号	平成23年度郡上市介護保険特別会計予算について	原案可決
議案第42号	平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について	原案可決
議案第46号	平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について	原案可決
議案第48号	平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第59号	平成23年度郡上市病院事業等会計予算について	原案可決
請願第1号	国民健康保険税の引き上げに反対する請願書	原案不採択



平成23年3月25日

郡上市議会議長 池田喜八郎様

郡上市議会予算特別委員会

委員長 古川 文雄

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件名	結果
議案第37号	平成23年度郡上市一般会計予算について	原案可決